経済産業省

資料３

指定等基準に関する検討②

平成３０年１２月２７日（木）

電力･ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

本資料の位置づけ

- 前回会合において、指定等基準に関して、競争的な電力・ガス市場研究会（以下「競争研」という）の中間論点整理（本年８月８日）で示された「解除基準」（以下「競争研解除基準」という。）をベースとして、必要な事項について、検討を深めることについて合意いただいた。
- これを踏まえ、本資料では、競争研解除基準の各項目について、各エリアの状況をレビューするとともに、修正等の要否について検討を行うこととしたい。なお、３－２については、次回以降議論することとしたい。

中間論点整理ベースの各考慮要素

➢ １．消費者等の状況（第一要件）

－現在の消費者の関心
－現在の消費者の満足度
－スイッチング率（事業者内・事業者間）
－スイッチングによる支払額の変化等に関する予測可能性
－その他スイッチング率が上下すると考えられる要因の有無

➢ ２．十分な競争圧力の存在（第二要件）

（２－１：低圧部門の市場構造）

－有力で独立した複数の競争者の存在
－旧一般電気事業者の地位による競争圧力への影響
－競争者が利用可能な十分な供給余力
－その他

（２－２：低圧部門の市場行動）

－新規参入者の参入・退出状況
－協調的価格行動の懸念

➢ ３．競争の持続的確保（第三要件）

（３－１：競争基盤の構築状況）
－スマートメータの普及状況
－スイッチングの容易性

（３－２：競争的環境の持続性）
－電源アクセスのイコールフッティング

（参考：前回資料）今後の検討事項について

第３回経過措置専門会合
(平成30年11月19日)資料５より抜粋

- これまでの本専門会合におけるご指摘を踏まえると、今後、検討を深める必要がある事項として、次の項目が考えられるのではないか。他に検討すべき事項として、どのような事項が考えられるか。

＜消費者等の状況＞
- 解除する際の消費者等に対する説明・周知の在り方、消費者の関心・認識等を踏まえた判断の在り方。
- 消費者等の選択環境の整備、分かりやすい情報提供。

＜現在の競争圧力＞
- 市場支配力を持つ事業者が既に存在すること、新電力でも競争基盤が多様であることを踏まえた「有力で独立した複数の競争者」の定義。
- 卸市場の状況や競争者が利用可能な供給余力の状況
- 寡占的協調の防止等

＜競争の持続性・事後監視＞
- 電源アクセスに関する環境整備。特に、旧一般電気事業者（発電部門）が保有する電源に関して、旧一般電気事業者（小売部門）と新規参入者が同様の経済的条件で卸供給を受けることが可能な競争環境の在り方（発電部門における市場支配力を小売部門における地位の維持のために利用することの防止）。
- 経過措置規制が解除された後における市場支配力の不当な行使の防止（不当な値上げに対する事後監視の在り方）。
- 卸市場の状況や競争者が利用可能な供給余力の状況（再掲）

＜その他＞
- 福祉的視点、省エネ促進の視点から、3段階料金メニューの評価(代替策の必要性等)
- 競争を促進していくための課題の整理

（参考：前回資料）指定等基準の今後の検討の進め方について

第３回経過措置専門会合
(平成30年11月19日)資料５より抜粋

- 指定基準、解除基準の検討に当たっては、各国の競争評価等の考え方も踏まえると、競争的な電力・ガス市場研究会中間論点整理において提案されている「解除基準」を基礎として、必要に応じて、その具体化等を議論していくことでよいか。

中間論点整理における経過措置料金の解除基準（概要）

検討項目(全ての項目を総合的に検討)		内容
消費者等の状況		◆電気のスイッチングについて、消費者等がどの程度の関心を持つか。将来的にどのように推移するか。 ○現在の消費者の関心（認識可能な事業者数） ○現在の消費者の満足度（スイッチング実施・非実施の理由） ○スイッチング率（事業者内、事業者間） ○スイッチングによる支払額の変化等に関する予測可能性 ○その他スイッチング率が上下すると考えられる要因の有無
十分な競争圧力の存在	低圧部門の市場構造	◆旧一般電気事業者の低圧部門の料金値上げに対する競争圧力が十分に存在する蓋然性があるか。 （B、Cは必須事項。A,Dは付加的事項） A 旧一般電気事業者の地位による競争圧力への影響 （シェアやブランド等によって非常に有力であるため競争圧力が機能しない可能性の有無） B 有力※１で独立した競争者が複数存在すること※２、３ ※１ 例えば、各供給地域を主たる事業拠点として低圧事業を行う小売事業者にについて、当該供給地域の低圧市場におけるシェアが５%を上回っているなど、当該地域において継続的に事業を行いうる事業能力 ※２ 供給区域内における状況のばらつきにも配慮する必要がある。 ※３ 例外的な場合を除き、競争者は現に複数存在する又は近い将来に存在する見通しが具体的に存在することが基本となる。 C 当該地域において競争者が利用可能な十分な供給余力が存在すること D その他（都市ガス事業又はLPガス事業からの競争圧力の程度等）
	低圧部門の市場行動	◆市場構造を踏まえ、実際に、競争圧力が顕在化しているか。 ○新規参入者の参入状況および退出状況 ○競争者を含め、自由料金の動向・協調行動の有無
競争の持続的確保	競争基盤の構築状況	◆スイッチングを促進する上での競争基盤は十分に構築されているか。 ○スマートメーターの普及度合（対低圧契約口数比） ○スイッチングの容易性(手続、期間） 等
	競争的環境の持続性	◆競争的環境は継続的に確保されるか。 ○電源アクセスに関するイコールフッティングが確保されていれば、特段の事情がない限り、競争圧力の持続性は継続する可能性がある。 ○そうでなければ、市場支配的事業者等による内部補助等による競争歪曲の懸念を解消するために必要な措置を検討する必要。

※ 客観的な判断に資するため、経済モデルを参考とする。また、検討に当たっては、消費者等の理解を得るための取組が重要。

１．消費者等の状況

１．「消費者等の状況」について（検討の背景）

- 競争者からの競争圧力（第二要件）が有効に機能し、旧一般電気事業者が不当な値上げを行うことが困難になるためには、消費者等が自らに最適な価格・サービスを提供する小売事業者を選択しようとする状況か否かを確認する必要がある。
- 消費者等がこうした状況にあるかに関して、競争研中間論点整理の解除基準においては、第一要件「消費者等の状況」として位置づけており、この個別の考慮要素（以下）について、現況は次頁以下のとおりである。

➢ １．消費者等の状況

– 現在の消費者の関心
– 現在の消費者の満足度
– スイッチング率（事業者内・事業者間）
– スイッチングによる支払額の変化等に関する予測可能性
– その他スイッチング率が上下すると考えられる要因の有無

※注　本専門会合における「スイッチング率」の扱いについて

「スイッチング率」の用語法について、経済産業省においてこれまで、旧一電から新電力への契約切り替え（エクスターナル・スイッチング）と旧一電内部でのメニューの切り替え（インターナル・スイッチング）の2種類を含むものとして使用してきた。競争研における解除基準を巡る議論においては、消費者等の状況を判断するに当たっては、エクスターナル・スイッチングに加え、インターナルスイッチングを考慮することが適切であり、一方で、競争圧力を考察するに当たっては、エクスターナル・スイッチングのみを考慮することが適当であると評価されていることを踏まえ、本資料においては、「広義スイッチング」はエクスターナル＋インターナル、「狭義スイッチング」はエクスターナルのみという用語を用いる。

なお、計測の目的に照らせば、例えば、広義スイッチングについては、新電力から他の新電力や旧一電への契約切り替えも含むことが妥当となる可能性があるが、本資料における数字では必ずしもそれを含んでいない場合もある（広義スイッチング率は実態を若干にせよ過小評価している可能性がある）ことに注意する必要がある。

現在の消費者の関心①（自由化の認知状況）

- 自由化の認知状況についてみると、「聞いたことはあるが、内容は知らない」も含めれば認知度は全エリアで90%を超えており、エリア毎に濃淡はあるが、いずれのエリアにおいても平成28年時点と比較すると高い傾向にある。

Q.あなたは、「家庭用電力の小売自由化」についてどの程度ご存じですか。

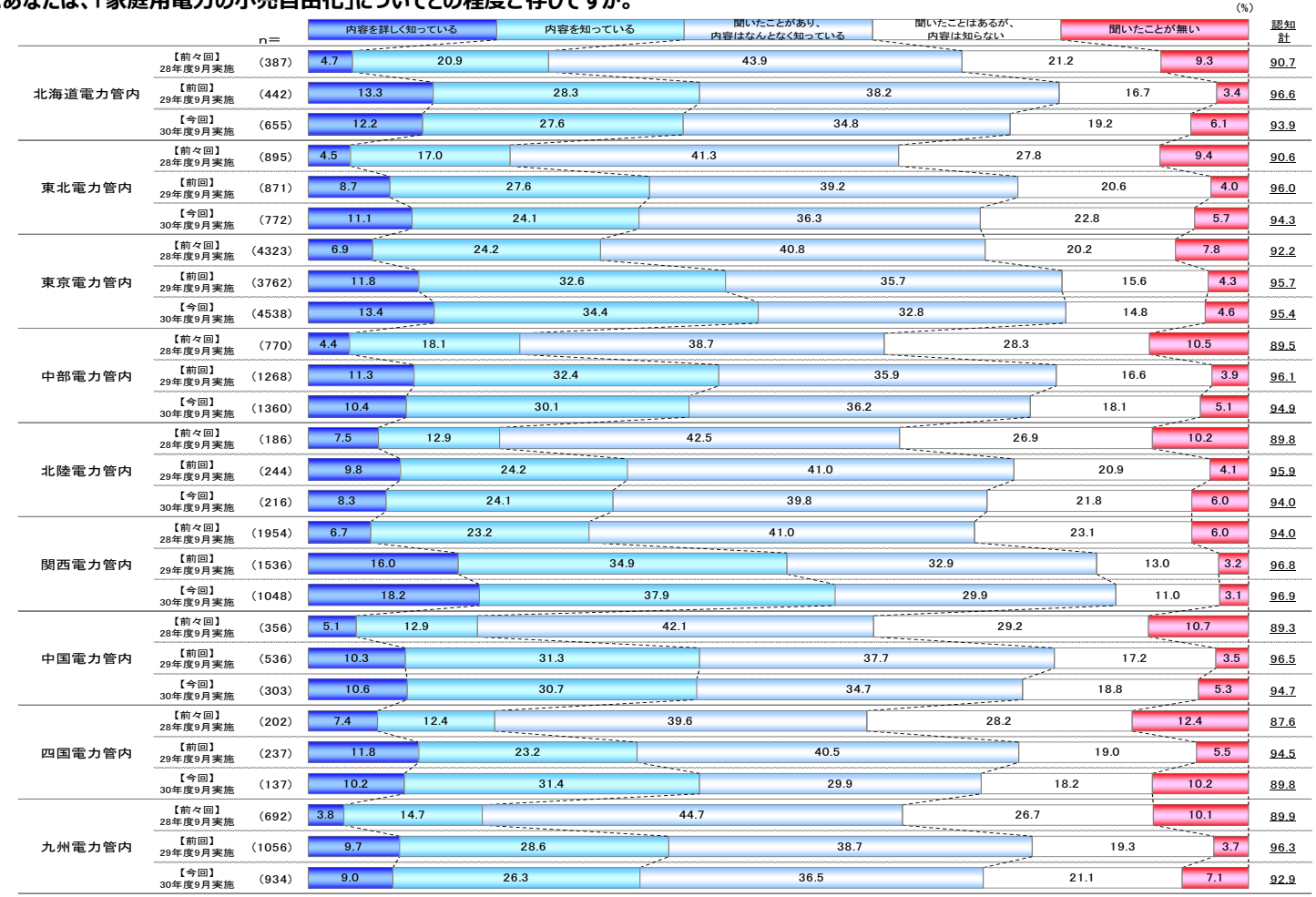

（出所）平成３０年度　産業経済研究委託事業（電力・ガス小売自由化における消費者の選択行動アンケート調査事業）（2018年12月　電通マクロミルインサイト）

（備考）全国（沖縄を除く）を対象にしたインターネット調査（個人向け）。まずスクリーニング調査を実施し、総務省統計局「人口推計」における人口構成に応じて２０～６９歳男女・１００００件の回答を収集。その後、「電気の購入先変更者」、「電気料金プラン変更者」等の中から、電力取引報のスイッチング実績を基にエリア毎に合計１５００サンプルを抽出し、本調査を実施しているため、質問によって回答数が異なる点に留意。（以上、次頁以降の本調査結果についても同じ。）

現在の消費者の関心②（購入先の変更意向）

- 広義スイッチングに関する消費者の意識についてみると、「すぐに変更したい」「今後3年間のうちに変更したい」とする回答者が増加しているエリアもある一方で、「特に検討しない」との回答が増加しているエリアも多く、意向に関する個人差が発生している。

Q.あなたは、今後、現在電力を購入している会社の料金プランを変更したいとおもいますか。

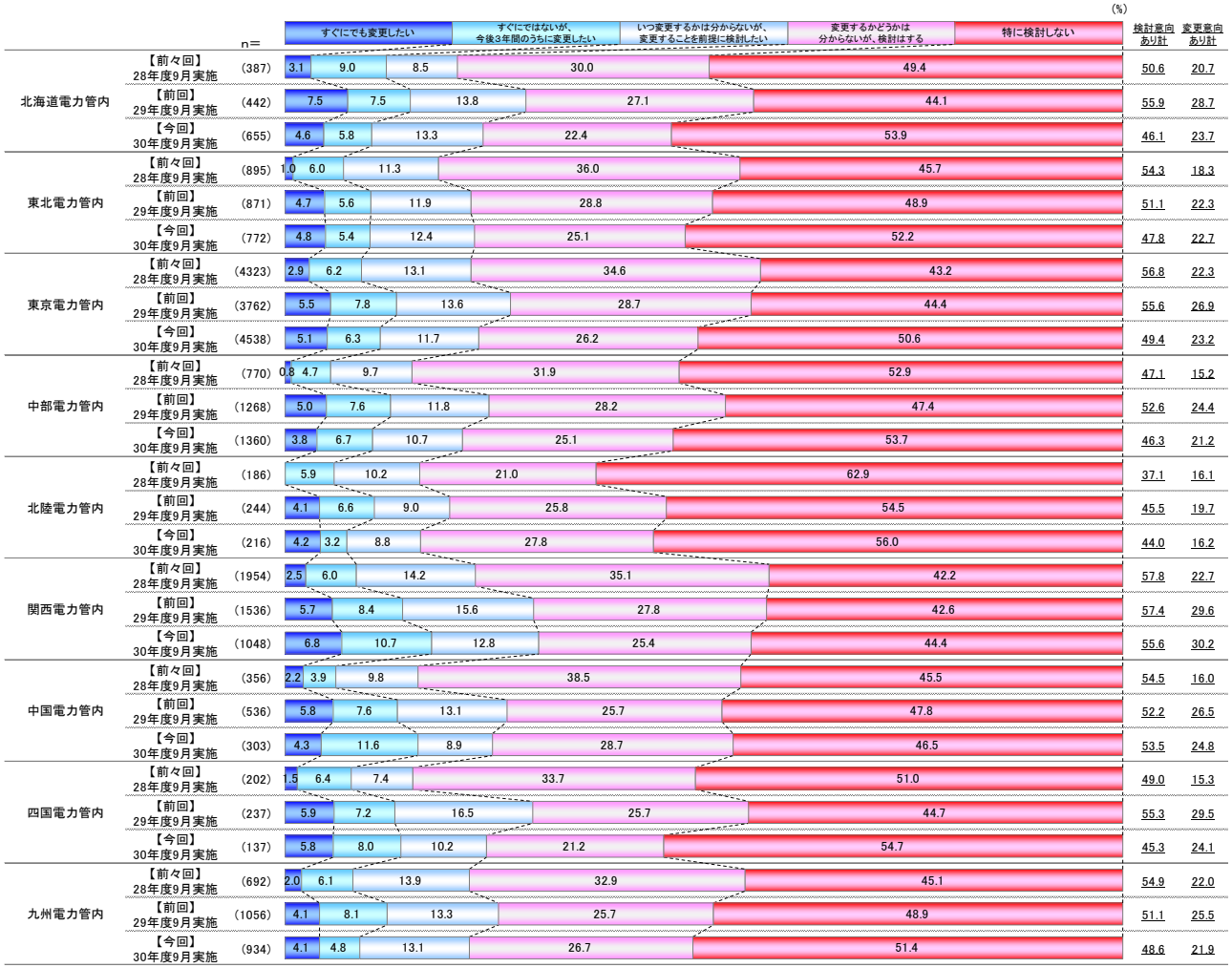

（出所）平成３０年度　産業経済研究委託事業（電力・ガス小売自由化における消費者の選択行動アンケート調査事業）　（2018年12月　電通マクロミルインサイト）

1．消費者等の状況
現在の消費者の満足度①（スイッチング実施の理由（きっかけ））

●スイッチングのきっかけは、電気料金の水準に対する関するものが多い。引っ越しや結婚といった「ライフイベント」、メディアやDM等「外部からの情報提供」が具体的なスイッチング行動に結びつくケースも多いものと考えられる。

Q.あなたが、「電気の購入先」、または「電気料金プラン」を変更したきっかけになったことをお知らせください。（n=1322, 複数回答） ※全国合計で回答数が多かった上位10項目の地域別内訳

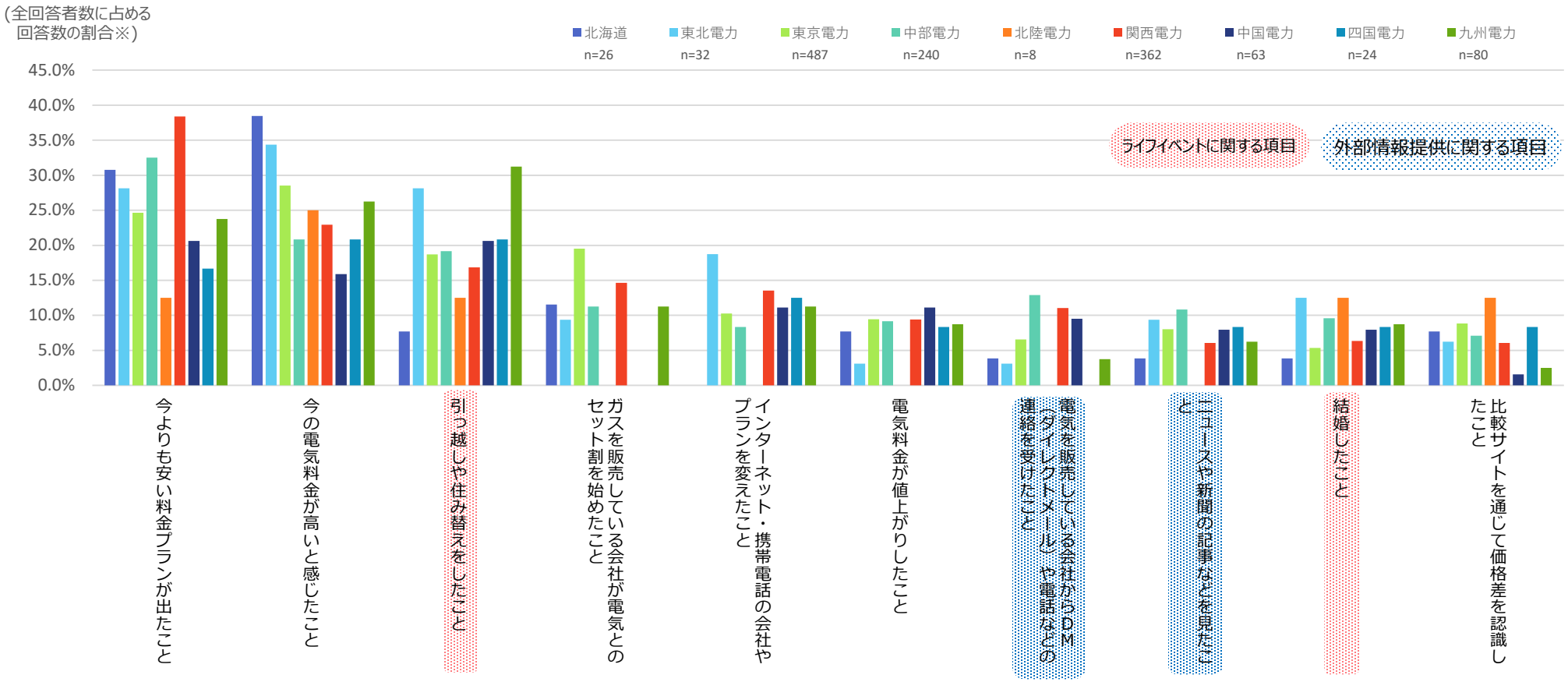

※1:各エリアにおける全回答者数(n)のうち、当該項目を回答として選択した回答者の割合。複数回答のため全回答の合計値は100%とはならない。

- ※2:各エリアのスイッチング件数実績に基づきサンプルを抽出しているため、スイッチング件数の少ない一部地域においてはサンプル数が少なくなっている。

- （出所）平成30年度　産業経済研究委託事業（電力・ガス小売自由化における消費者の選択行動アンケート調査事業）におけるアンケート結果を基に事務局作成

現在の消費者の満足度②（スイッチング実施の理由（決め手））

●スイッチングの決め手となった要素は、電気料金の水準に関するものが多いが、それだけでなく、ライフイベントや外部からの情報提供が決め手となりスイッチングに至ったケースも多くみられる。

Q.あなたが、「電気の購入先」、または「電気料金プラン」を変更したきっかけのうち、特に決め手になったことをお知らせください。（単一回答, n=1322）
※全国合計で回答数が多かった上位10項目の地域別内訳

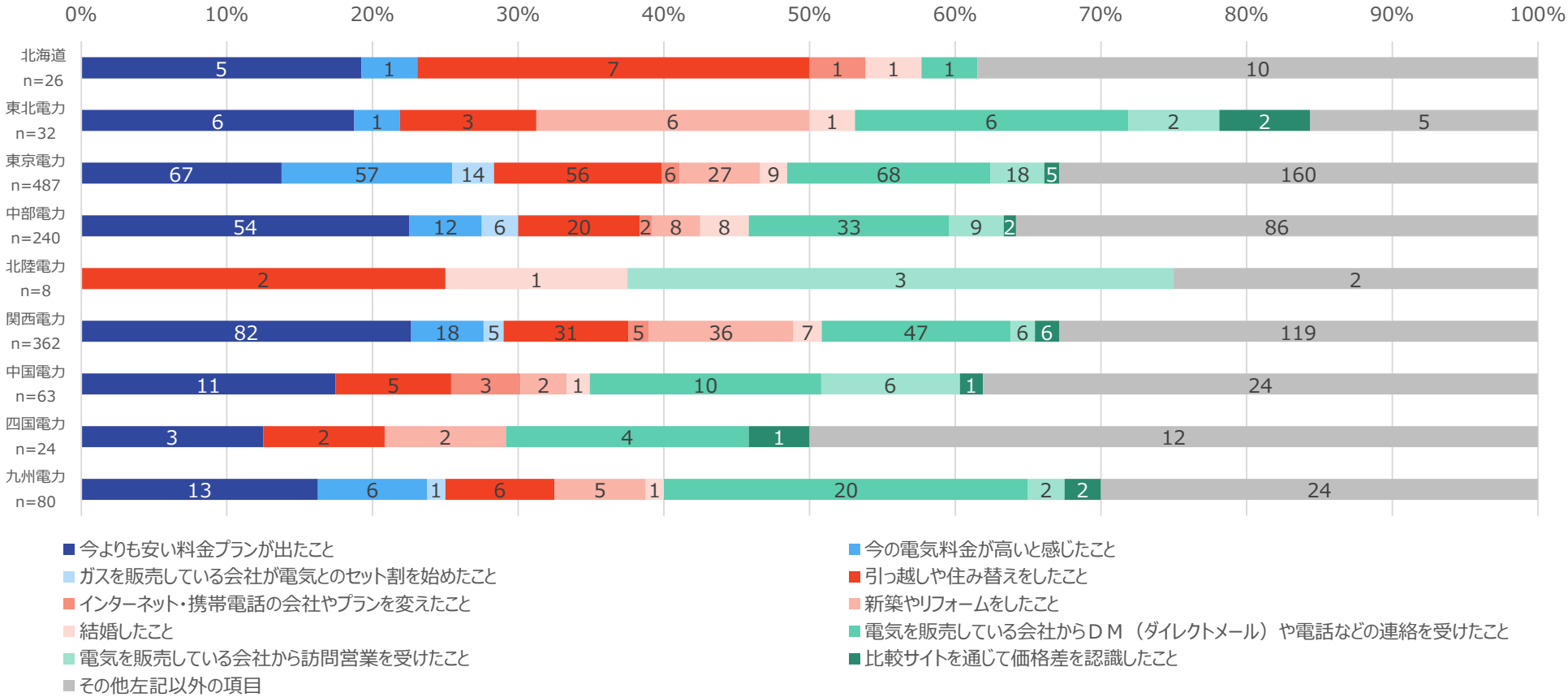

※各エリアのスイッチング件数実績に基づきサンプルを抽出しているため、スイッチング件数の少ない一部地域においてはサンプル数が少なくなっている。

（出所）平成30年度　産業経済研究委託事業（電力・ガス小売自由化における消費者の選択行動アンケート調査事業）におけるアンケート結果を基に事務局作成

現在の消費者の満足度③（スイッチング非実施の理由）

● 消費者がスイッチングを行なわない理由として、回答内容に地域間での大きな差はみられないが、スイッチングによるメリットが分からない（分かりにくい）ことや漠然とした不安感が存在することなどが挙げられている。それらの多くは、価格・メニューの魅力や営業活動の程度によっても変化しうるものと考えられる。

Q.あなたが現在電気を購入している会社から他の会社に変更しない理由をお知らせください。（n9455, 複数回答） ※全国合計で回答数が多かった上位10項目の地域別内訳

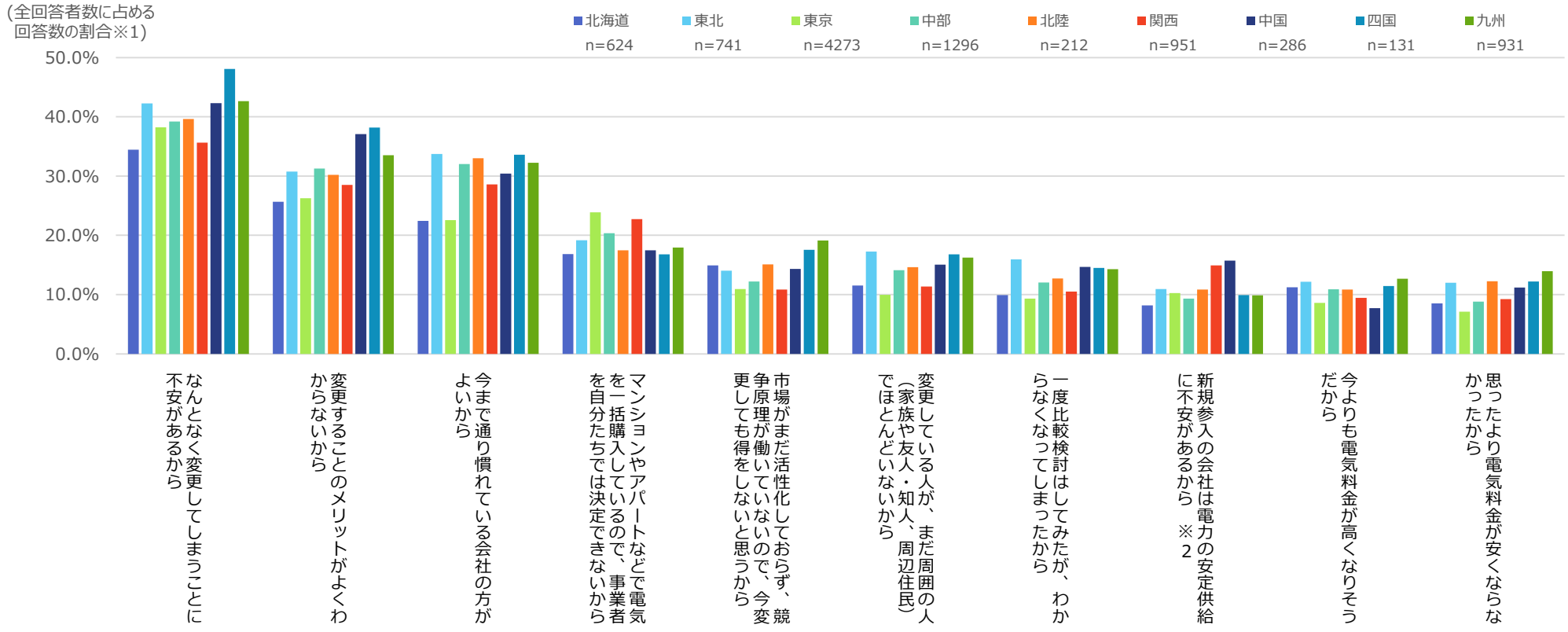

※1 各エリアにおける各項目の回答数 ÷ 各エリアにおける全回答者数 × 100

※2 消費者の認識の実態を把握するため、事実とは異なる設問をしている点に注意。（小売事業者によって電力の安定供給度合は変化しない）

（出所）平成30年度 産業経済研究委託事業（電力・ガス小売自由化における消費者の選択行動アンケート調査事業）におけるアンケート結果を基に事務局作成

現在の消費者の満足度④（スイッチング時の満足度）

- 実際に広義のスイッチングを実施した需要家のうち、自分の欲しいレベルを「十分満たしている」から「まったく満たしていない」の10段階で評価すると、「満足している」側(6以上)が約5～6割程度、満足していない側(4以下)が１～2割程度であった。

Q.あなたが、「電気の購入先」、または「電気料金プラン」を変更したことにどの程度満足していますか。(n=1322, 単一回答)

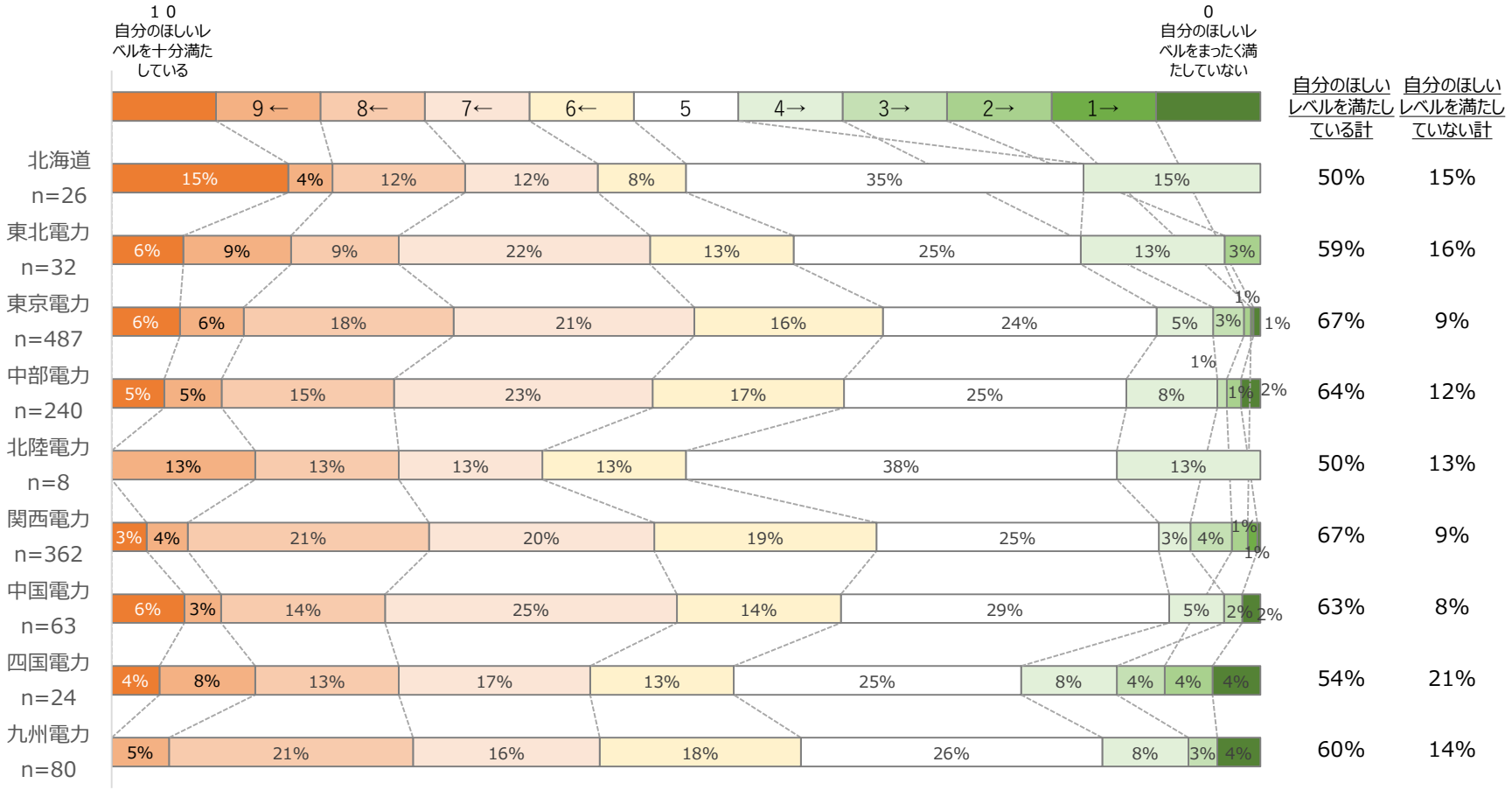

（出所）平成30年度　産業経済研究委託事業（電力・ガス小売自由化における消費者の選択行動アンケート調査事業）におけるアンケート結果を基に事務局作成

※各エリアのスイッチング件数実績に基づきサンプルを抽出しているため、スイッチング件数の少ない一部地域においてはサンプル数が少なくなっている。

スイッチングの動向①（累積）

- エリア毎にばらつきはあるものの、総じて見れば、新電力へのスイッチング、旧一般電気事業者の自由料金メニューへのスイッチングともに継続的に上昇しており、広義スイッチングで8～40%、狭義スイッチングで2～13%（沖縄地域除く）となっている。

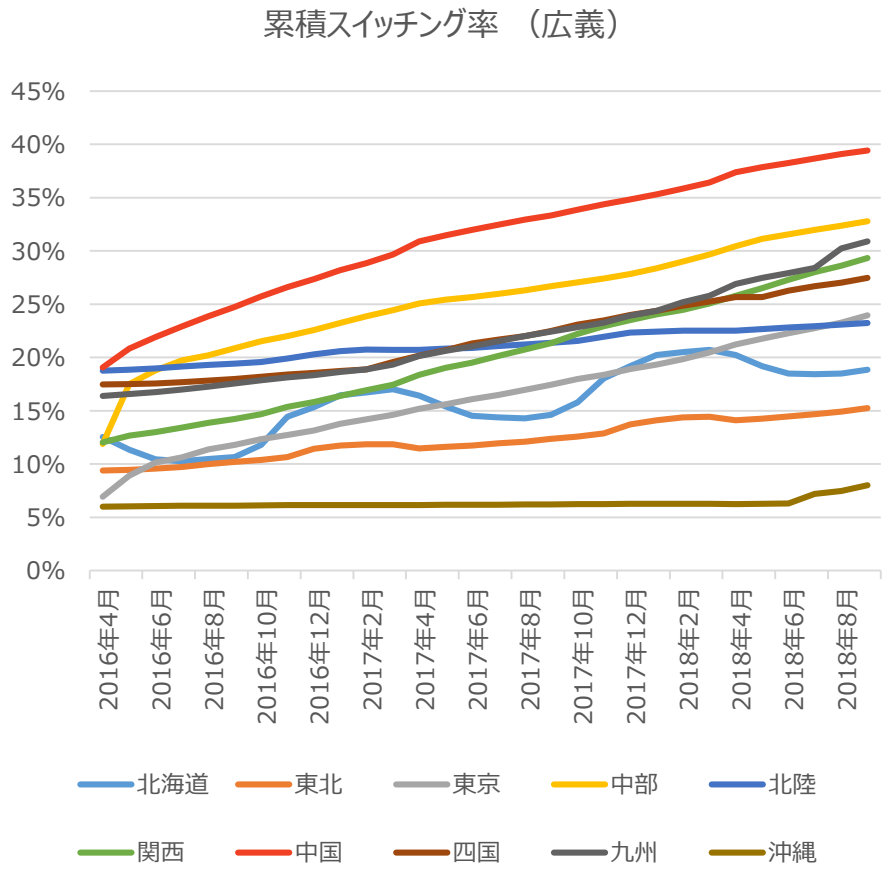

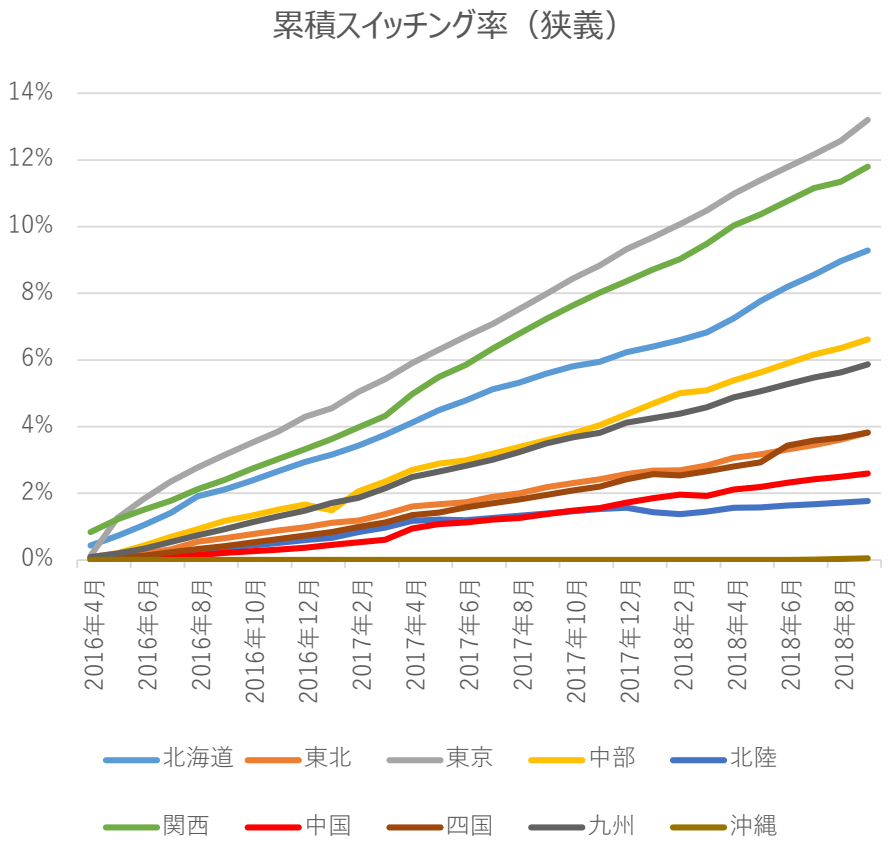

（出所）電力取引報
（備考）累積スイッチング率（広義）＝　１－（各時点の当該エリアの旧一般電気事業者の規制料金の契約口数／各時点の総契約口数）
　　累積スイッチング率（狭義）＝　各時点における当該エリアの旧一般電気事業者以外の事業者の契約口数／各時点の総契約口数

１．消費者等の状況
スイッチング動向②（フロー）

- フロースイッチング率（広義）は、地域によって大きな差が生じており、関東、中部、関西、九州では、年率換算で７～９％程度、それ以外の地域では、２～５％程度（沖縄地域を除く）となっている。
- 時系列での推移としては、地域差はあるが総じて継続的に上昇傾向が継続している。

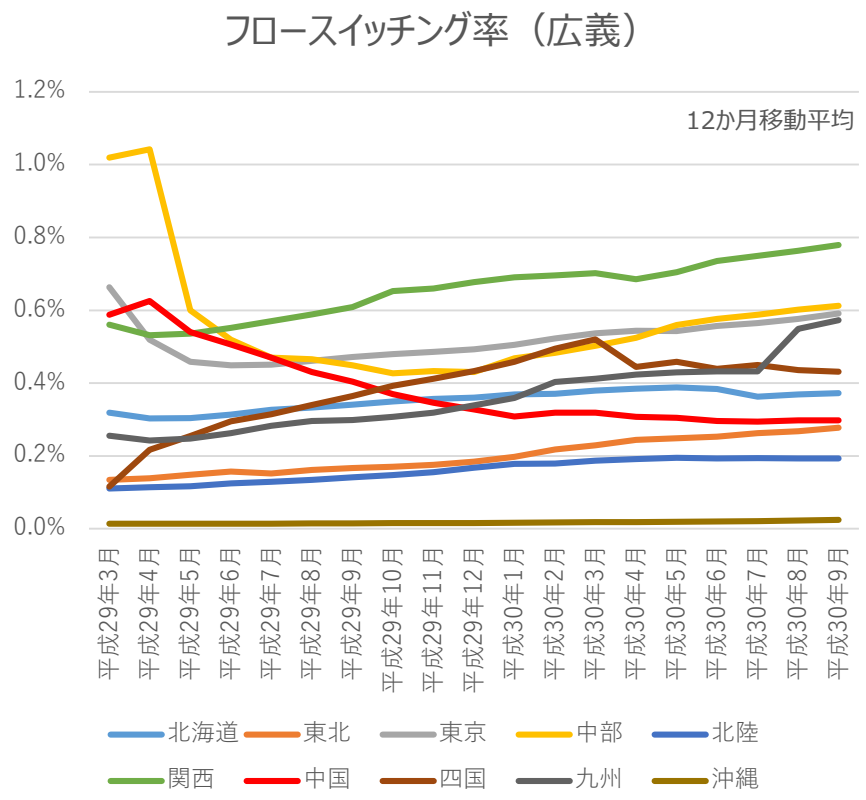

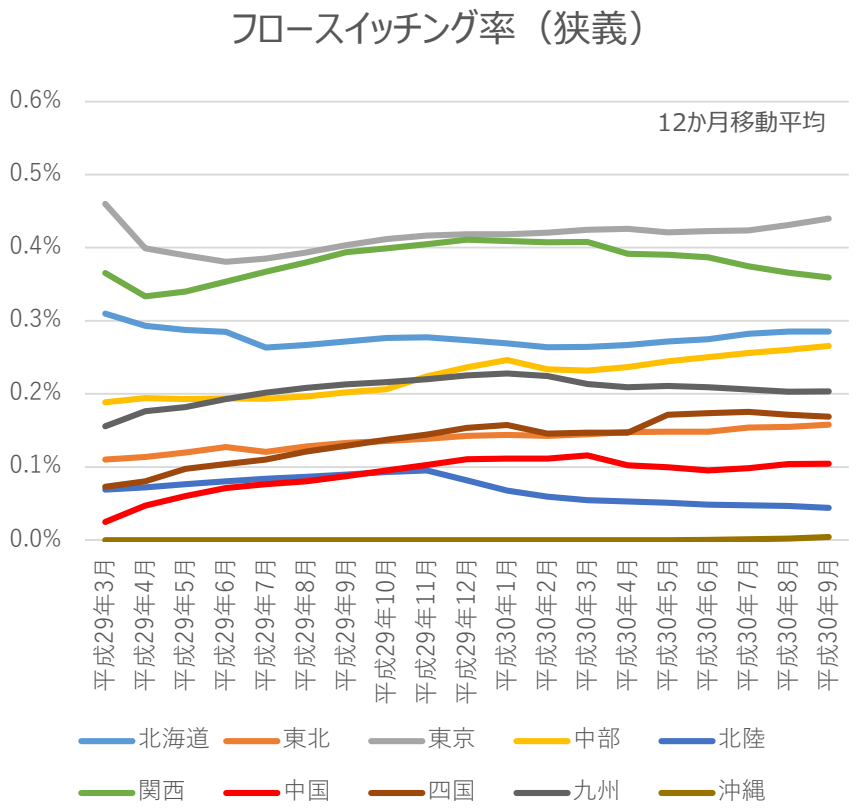

（出所）電力取引報
（備考）フロースイッチング率（広義）＝（当該月における他事業者へのスイッチング件数＋旧一般電気事業者の規制料金・自由料金間の変更件数）／各時点の総契約口数
フロースイッチング率（狭義）＝（当該月における当該エリア内旧一般電気事業者からその他事業者へのスイッチング件数－その他事業者からエリア内旧一般電気事業者へのスイッチング件数）／各時点の総契約口数

1．消費者等の状況
（参考）広義スイッチング（フロー）の内訳

- 広義スイッチング（フロー）のうち事業者間スイッチングの内訳を確認すると、その大宗は旧一般電気事業者から新電力への切替えであり、新電力から新電力、新電力から旧一般電気事業者への切替えはごくわずかとなっている。

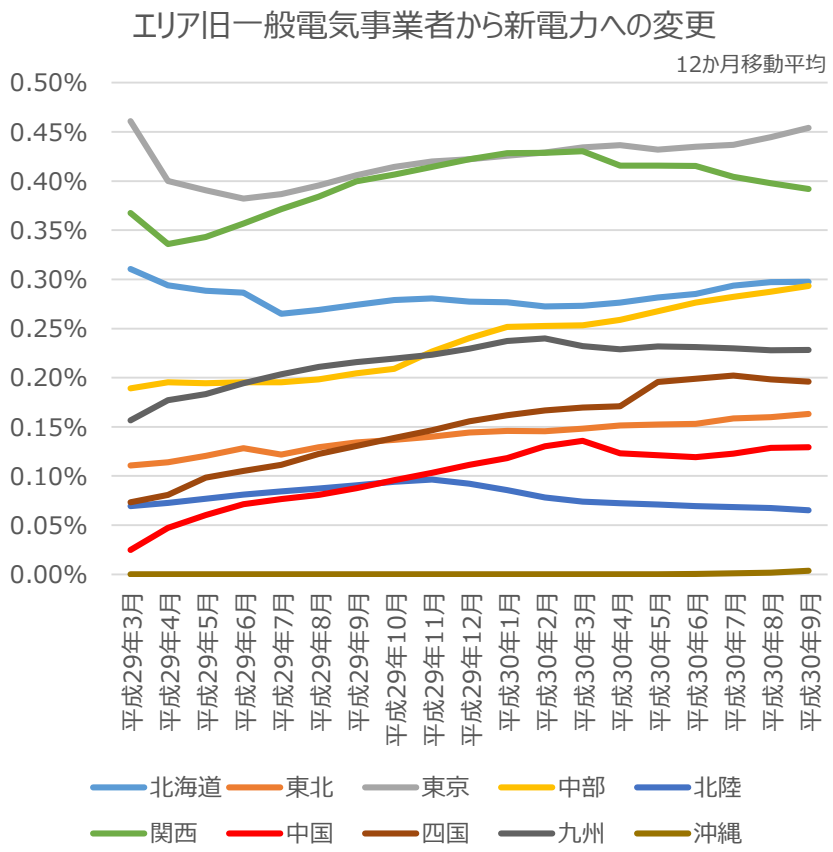

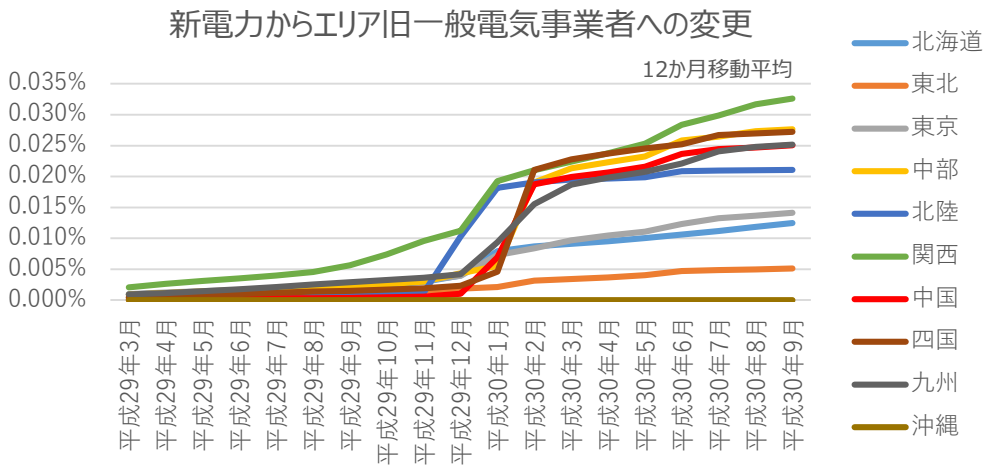

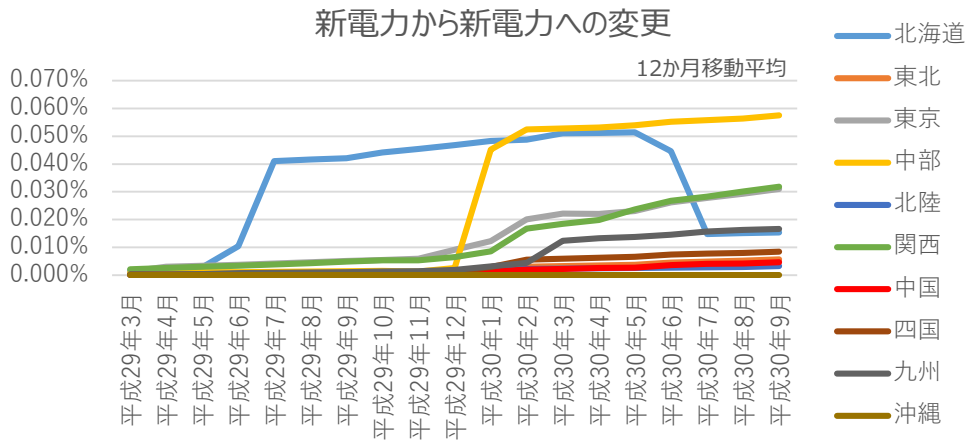

（出所）電力取引報
（備考）フロースイッチング率（事業者間）＝当該月における他事業者へのスイッチング件数／各時点の当該エリアの総契約口数
なお、ここでは新電力に域外のみなし小売電気事業者が含まれる。

（参考）諸外国における規制料金撤廃当時のスイッチング状況

対象国・地域	規制料金の撤廃年度	（家庭部門を含む）小売全面自由化の実施年度	規制料金撤廃当時のスイッチング状況	規制解除時の明示的な考慮要素か	出典
イギリス	2002	1999	・過去に少なくとも1度（狭義の）スイッチングを実施した需要家が約38%（口座引き落とし需要家の44%、四半期毎クレジット払い需要家の32%、前払い需要家の31%）。 ・2001年9月時点で、旧PES供給事業者の国内電力市場のシェアは、平均70%まで低下。	○	「Review of domestic gas and electricity competition and supply price regulation Evidence and Initial Proposals」（Ofgem, 2001）
ドイツ	2007	1998	2006年度時点の（狭義の）スイッチング率（フロー）は、件数ベースで7.90%、供給量ベースで9.41%。	-	「Monitoringbericht 2007」（BNetzA, 2007）
スペイン	2009 但し、多数の需要家がラスト・リゾート料金(現PVPC)（*1)を利用	2003	2008年第3四半期末時点で、家庭部門の自由料金市場における供給量及び供給口数は7%程度。	-	「INFORME DE SUPERVISION DEL MERCADO MINORISTA DE ELECTRICIDAD EN EL PERIODO ENERO 2006-SEPTEMBER 2008」（CNE, 2009）
アイルランド	2011	2005	・Electric Ireland(旧ESB Customer Supply)の市場シェア(GWh)は59.57% ・2010年2月から2011年1月末までの（狭義の）スイッチング率は約21.34%（年間平均スイッチング率（フロー）として算出）。	○	「Review of the Regulatory Framework for the Retail Electricity Market -Domestic Market Deregulation-」(CER/11/041)
テキサス	2007 基準価格制度(PTB: Price to Beat)(*2)が存在した	2002	・2006年9月時点で、全顧客のうち約34%（電力量ベースで約56%）、家庭部門の顧客のうち33.9%が、新規参入の小売供給事業者から供給を受けていた。	-	「Scope of Competition in Electric Markets in Texas 2007, Report to the 80th Texas Legislature」（PUCT, 2007）

（*1）：契約電力1kV以下の低圧規制料金が廃止された際、契約電力10kW以下の需要家は、指定された大規模小売事業者からラスト・リゾート価格で電力供給を受ける権利を有することとされた（2012年6月末時点で、ラスト・リゾート価格により電力供給を受ける需要家は72%）。ラスト・リゾート価格は、発電費用、系統利用費用(送配電費用、システム費用(エネルギー規制委員会等の運営コスト)、再エネ買取費用、過去の赤字)、供給売上費用(検針費用等)の見通しに基づいて政府により決定されたが、政府の予想を上回る量の再生可能エネルギーが導入され系統利用費用に算入された再エネ買取費用を超過するようになり赤字が問題となったため、2014年4月よりPVPC制度に移行。PVPCの下では、小売価格は1時間ごとの卸価格を反映した変動。「参照小売会社」の資格を与えられた小売事業者(当初は旧ラストリゾート供給会社５社。なお2017年2月時点で８社)が供給事業者となる。なお2016年末時点で、PVPCにより電力供給を受ける権利を有する需要家のうちの54%が、新規参入事業者から供給を受けている。

（*2）小売全面自由化後、①新規REPsが40%超の市場シェアを獲得するまで、もしくは②2004年12月末までのいずれかの時期まで既存の垂直事業者から分離した既存小売供給事業者（Affiliated REPs）に対し基準価格（PTB）による販売のみを認可し、新規参入事業者（Non-Affiliated REPs）のに対抗する安価な小売価格の提示を禁止した。

スイッチングによる支払額の変化等に関する予測可能性

- 電気料金については、複数の価格比較サイトが存在。住所や使用形態等の一定の条件を入力することで、切替え候補となる料金プランが表示され、入力した条件の下でスイッチングにより支払い額がどれくらい変化するかについても調べることができる。消費者委員会からの提言を踏まえ、今後、実態を踏まえて、必要な検討を行う予定。

価格比較サイトの利用イメージ

① シミュレーション条件を入力

個人　法人

地域　世帯人数

平均電気代:○○円/月

日中の使用状況　契約プラン

夜間の使用状況　アンペア数

この条件で見直し

② 候補プラン一覧を表示→申込用サイトへ移行

シミュレーション条件
エネルギー使用量
○○ kWh/年

地域と電力会社：〒○○/○○電力
世帯人数と暮らし方：３人/日中不在
毎月の使用量：○月/○○円

候補プラン①：△□電力会社

年間割引額 ○○円/年　料金プラン詳細

電源構成　CO2排出係数

申込用サイトへ移行

候補プラン②：△△電力会社

年間割引額 ○○円/年　料金プラン詳細

電源構成　CO2排出係数

申込用サイトへ移行

プランの絞り込み

電力会社の特徴
☑ 人気
☐ 実績
：

プランの特徴
☑ 解約金、違約金
☐ 発電手段
：

ポイント付与
☑ ○△ポイント
☐ ○○ポイント
：

（まとめ） １．消費者等の状況について

- 消費者等の現況を総括すると、基本的には、ほとんどのエリアで、自由化の認知も一定程度進んでおり、スイッチング意向や満足度に大きな問題はみられない。「変更を検討しない」層が一定程度存在することには注意が必要であるが、価格・メニューの魅力や事業者の営業活動の程度によって変化する可能性もある。したがって、エリア毎に濃淡はあり、今後さらなる向上の余地もあるものの、総じていえば、消費者等の需要家側の状況としては、競争が機能する環境へと進みつつあり、競争者の状況（第二要件、第三要件）によっては、現実の競争圧力にもつながるものと考えられる。

  ※このような前提で、実際のスイッチング率には、エリア間で大きな差異が生じているが、これは競争者、特に顧客接点が多い競争者の事業能力の差も影響しているものと考えられる。なお、競争の持続性については別途検討。

- 消費者の関心、満足度といった指標は、客観的、定量的な把握が困難な側面がある一方で、これらの結果が相互に関連しつつ、広義スイッチング率という数字として現れる※という関係も存在する側面もあると考えられることも踏まえると、消費者等の状況、具体的には、自らに最適な価格・サービスを提供するメニューを選択しようとする消費者等の厚み、感応度等については、競争研の整理を踏襲し、各考慮要素を（個別に判断するのではなく）総合的に判断※するということでよいのではないか。

  ※新電力の提供するメニューが競争的であれば、狭義スイッチング率も増加することとなり、そうではなければ、狭義スイッチング率に比して広義スイッチング率が増加する可能性もある。

  ※地域毎に詳細な審査・判断を行うにあたっては、できるだけ客観的な判断を行う観点から、参考資料として、併せて、産業組織論に基づくシミュレーションを実施。

- その際、前回会合における委員のご指摘を踏まえ、仮に消費者など需要家の多くがエリア旧一般電気事業者との間で過去の割引額を大きく上回るような違約金を伴う長期契約を締結している場合には、当該エリア旧一が値上げ等を行っても、スイッチングを行うことが容易ではなくなる可能性にも留意する必要があるのではないか。

- なお、（指定等基準そのものの議論ではないにせよ）経過措置規制の存否にかかわらず、「スイッチング手続が分かりにくい」、「漠然とした不安がある」といったスイッチング・コストは依然として存在することや消費者委員会の意見（平成30年12月）等を踏まえて、今後、消費者等の理解を深めるなど、選択環境の整備に向けて、事業者や国の望ましい役割についても、検討していく必要があるのではないか。

２．十分な競争圧力の存在

－１　市場構造

２－１　低圧部門の市場構造（検討の背景）

- 旧一般電気事業者が安易に値上げを行うことが困難になるためには、競争者からの競争圧力が十分働くことによって、当該旧一般電気事業者に対して、値上げが牽制されるような市場構造となっている必要がある。
- 競争研中間論点整理で示された以下の考慮要素についての現況は次頁以下のとおり。なお、それぞれの要素に関する考え方についてはそれぞれ論点１、論点２において論じている。

２－１　低圧部門の市場構造

- 有力で独立した複数の競争者の存在（必須要件）　→　論点１－Ａ　「有力で独立した競争者」の定義
- 旧一般電気事業者の地位による競争圧力への影響　→　論点１　－Ｂ　「旧一般電気事業者の地位」の評価方法
- 競争者が利用可能な十分な供給余力（必須要件）　→　論点２　「十分な供給余力」の評価方法
- その他

論点１：（必須要件）「有力で独立した複数の競争者」等について（検討の背景）

- 競争研中間論点整理においては、経過措置規制の解除後（「解除」とは、指定をしないことをいう。以下同じ）、旧一般電気事業者が競争圧力によって安易に値上げを行うことが困難な状況としては、「有力で独立した複数の競争者」が存在し、継続的に競争圧力をエリアの旧一般電気事業者に与える状況であることが必要であると整理されている。また、これに加えて、エリアの旧一般電気事業者の地位によって、競争圧力が十分に機能しない状況となっている否かの確認が必要であるとされている。これは、規制料金下／送配電一体体制下で培われた信用度、ブランド力といった要素によって、エリアの旧一般電気事業者を価格にかかわらず選好する需要家が多数であるといった状況※であれば、競争圧力が適切に機能しない可能性を確認する必要を指摘するものと考えられる。

  ※注　この場合、需要家（旧一電からスイッチングしていない需要家）はエリア旧一電の値上げを受容し、競争者にスイッチングが生じにくいため、競争圧力が想定通りには機能せず、結果として、安易な値上げ等を防止できないおそれも生じる。

- 具体的には、次の論点があると考えられるのではないか。

論点１－Ａ「有力で独立した複数の競争者」の定義（必須要件）

✓ 各エリア旧一般電気事業者に対して一定の牽制力を有する、換言すれば、当該旧一般電気事業者が安易に値上げ等を行うと顧客が当該競争者に相当程度の規模でスイッチングを行う可能性がある事業者（結果として、値上げ等を思いとどまらせる）としてどのような事業者が想定されるか。（有力要件）

✓ また、競争者がエリアの旧一電の子会社である場合などに、シェアが大きいとしても、実際に牽制力を有する存在であるか否かも検討する必要がある（独立性要件）。

✓ 加えて、有力で独立した競争者が何者存在することが必要か。（複数要件）

論点１－Ｂ　旧一般電気事業者の地位の評価方法（付加的要件）

✓ 各エリアにおいて、スイッチングしていない需要家が、信用力、ブランド力といった要素によって、電気料金にかかわらず、旧一電を選好するといった状況が存在するか否かをどのように判断するかを検討する必要がある。

２－１　市場構造
競争者の存在①

- 東京、関西、北海道では相対的に新電力シェアが高い。都市ガス事業者や通信事業者など多数の顧客接点を有すると考えられる事業者、特に、発電設備を有している事業者が比較的大きなシェアを獲得している。

各エリアにおける低圧市場シェア（契約口数ベース・２０１８年９月時点）（　%）は規制料金シェア

	北海道電力管内		東北電力管内		東京電力管内		中部電力管内		北陸電力管内	
1 位	北海道電力	90.71% (81.14%)	東北電力	96.18% (84.75%)	東京電力ｴﾅｼﾞｰﾊﾟｰﾄﾅｰ	86.80% (76.03%)	中部電力	93.39% (67.22%)	北陸電力	98.23% (76.77%)
2 位	北海道ガス	3.24%	KDDI	1.44%	東京ガス	4.61%	KDDI	1.99%	KDDI	0.75%
3 位	KDDI	1.90%	SBパワー	0.41%	KDDI	2.14%	東邦ガス	1.20%	ハルエネ	0.21%
4 位	トドック電力	0.84%	ハルエネ	0.21%	JXTGエネルギー	1.27%	SBパワー	0.63%	大東エナジー	0.20%
5 位	ジェイコム札幌	0.66%	サイサン	0.15%	中部電力	0.56%	サイサン	0.34%	エネット	0.13%
6 位	いちたかガスワン	0.56%	大東エナジー	0.14%	東急パワーサプライ	0.45%	サーラｅエナジー	0.24%	Looop	0.10%
7 位	SBパワー	0.27%	ミツウロコヴェッセル	0.14%	ジェイコムイースト	0.39%	東京電力ｴﾅｼﾞｰﾊﾟｰﾄﾅｰ	0.22%	F-Power	0.08%
8 位	Looop	0.22%	エネット	0.13%	HTBエナジー	0.22%	静岡ガス&パワー	0.20%	HTBエナジー	0.07%
9 位	ハルエネ	0.20%	ジェイコムイースト	0.12%	ハルエネ	0.19%	大東エナジー	0.19%	アンビット・エナジー・ジャパン	0.05%
10 位	北日本石油	0.19%	コープでんき東北	0.11%	Looop	0.19%	アイ・グリッド・ソリューションズ	0.18%	ズームエナジージャパン	0.04%

（出典）電力取引報より事務局作成

２－１　市場構造
競争者の存在②

各エリアにおける低圧市場シェア（契約口数ベース・２０１８年９月時点）（　%）は規制料金シェア

	関西電力管内		中国電力管内		四国電力管内		九州電力管内		沖縄電力管内	
1 位	関西電力	88.20% (70.66%)	中国電力	97.40% (60.58%)	四国電力	96.18% (72.52%)	九州電力	94.14% (69.10%)	沖縄電力	99.95% (91.99%)
2 位	大阪瓦斯	5.54%	SBパワー	0.76%	KDDI	1.30%	KDDI	1.92%	シン・エナジー	0.05%
3 位	ジェイコムウエスト	1.11%	ハルエネ	0.35%	SBパワー	0.48%	西部瓦斯	0.71%		
4 位	SBパワー	0.97%	大東エナジー	0.24%	PinT	0.42%	ジェイコム九州	0.44%		
5 位	ケイ・オプティコム	0.71%	中海テレビ放送	0.14%	ハルエネ	0.23%	ハルエネ	0.30%		
6 位	ハルエネ	0.44%	伊藤忠ｴﾈｸｽﾎｰﾑﾗｲﾌ西日本	0.12%	坊っちゃん電力	0.21%	イーレックス・スパークマーケティング	0.22%		
7 位	東京電力ｴﾅｼﾞｰﾊﾟｰﾄﾅｰ	0.32%	HTBエナジー	0.11%	香川電力	0.15%	大東エナジー	0.18%		
8 位	大阪いずみ市民生活協同組合	0.27%	イーレックス・スパークマーケティング	0.07%	大一ガス	0.13%	アンビット・エナジー・ジャパン	0.16%		
9 位	生活協同組合コープこうべ	0.21%	シン・エナジー	0.07%	イーレックス・スパークマーケティング	0.11%	サイサン	0.15%		
10 位	イーレックス・スパークマーケティング	0.18%	ズームエナジージャパン	0.06%	シン・エナジー	0.07%	新出光	0.14%		

（出典）電力取引報より事務局作成　※沖縄電力管内（　%）は電灯のみの規制料金シェア

２－１　市場構造

旧一般電気事業者の地位による競争圧力への影響

- 需要家の中にはスイッチングを検討しない理由として、既存事業者（多くの場合は旧一般電気事業者）に肯定的な声があるものの、多くは「慣れている会社がよい」というものであり、平均的には、旧一般電気事業者の地位（信用力、ブランド力など）が積極的に評価されているとまではいえないのではないか。

Q.あなたが現在電気を購入している会社から他の会社に変更しない理由をお知らせください。（n9490, 複数回答）

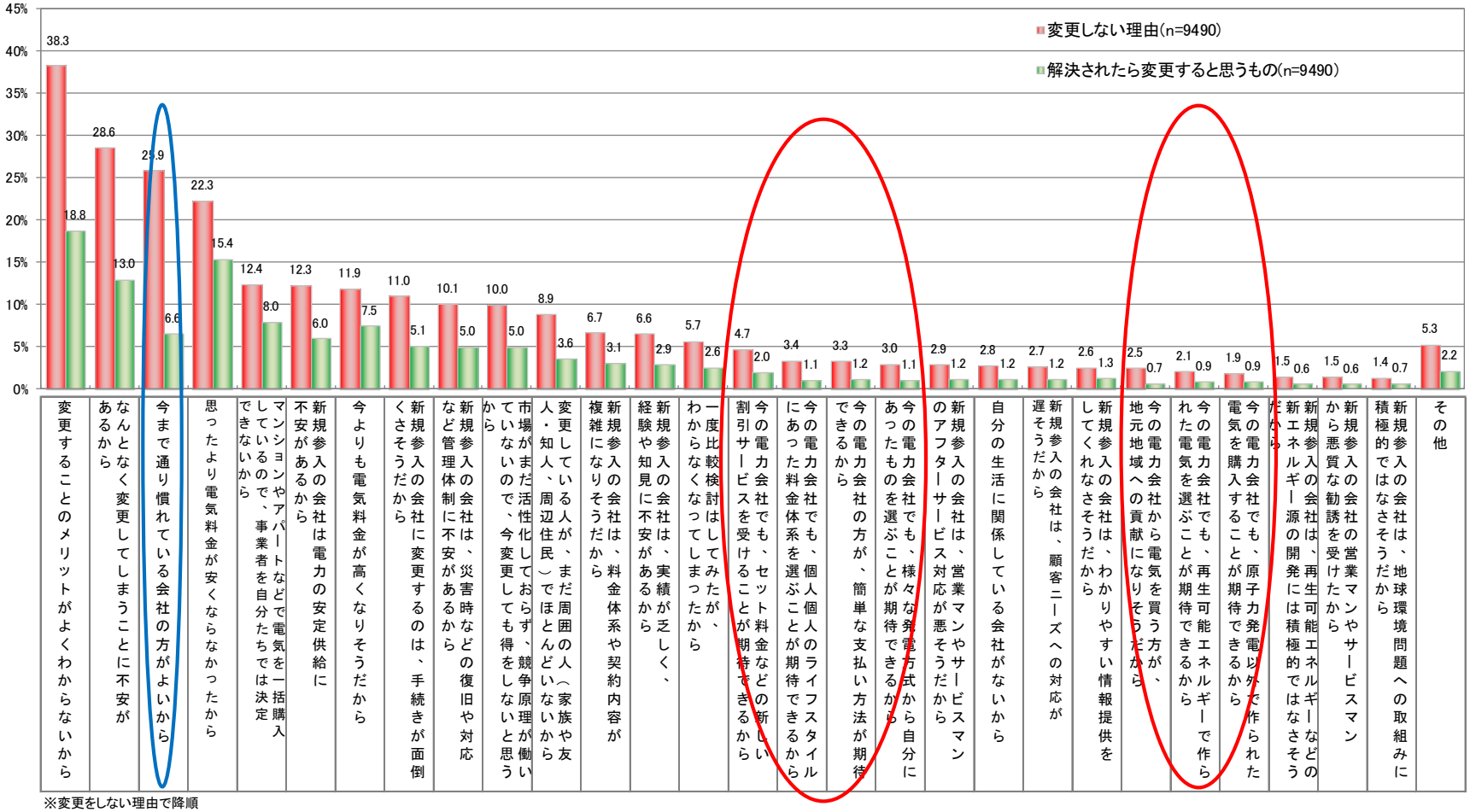

※変更をしない理由で降順

（出所）平成２９年度　産業経済研究委託事業（電力・ガス小売自由化における消費者の選択行動アンケート調査事業）　（2017年10月　電通マクロミルインサイト）

論点１－A『「有力で独立した複数の競争者」の定義』に対する考え方①

<有力要件について>

- エリア旧一電に対して、牽制力を有するか否かを検討するに当たって、スライド22から24に示した実態によれば多数の顧客接点を有し、また、発電設備を保有する競争者が比較的多くのシェアを獲得している。
- 有力要件を考察するに当たって、シェア※１が有力な材料となるが、それのみで判断できるものではなく、具体的にどの程度のシェアで牽制力を有するといえるか否かについて一意に決定することは必ずしも容易ではない。この点、競争研での議論においては、独禁法上の企業結合審査において、有力な競争事業者を論ずる際にはシェア10%程度が一応の目安となっており参考になるのではないかとの指摘もあった※2。
- 一方で、電力小売事業の場合、旧一般電気事業者による余剰電源の全量投入の自主的取組の継続を前提とすれば、顧客の拡大のために必要となる投資はかなり小さい（設備投資等を行わず顧客のスイッチングを短期的に受け入れる余力は大きい）と考えられることを踏まえると、10%より小さいシェア※3であっても、牽制力を有する可能性はある。
- 以上を踏まえて、「有力な競争者」については、低圧部門エリアシェアが５%以上※4であることを一つの目安とし、必要に応じて、５%に満たないシェアの競争者の状況も勘案しつつ、総合的に判断することとしてはどうか※５。その際には、経済シミュレーションも参考となるものと考えられる。

※１　(顧客の属性に左右される販売金額ベースのシェアはではなく)契約口数ベースのシェアが最も適切に事業能力を表現するものと考えられる。また、指定は旧一般電気事業者毎に行うこととされていることから、各供給区域についておけるシェアを考慮する必要がある。

※2　独禁法上のシェアの考え方によれば、必ずしも、地理的には「供給区域」が分母になるとは限らないことに留意する必要がある。例えば、ガス事業者が、主として、ガス供給区域で電力小売事業を行っている場合における小売電気事業の事業能力の強弱を判断するに当たっては、当該ガス供給区域を分母として判断することが理論的には妥当となる可能性がある。ただし、この場合には、当該ガスの供給区域においては（顧客基盤等が存在し）有力であっても、ガスの供給区域外でも同様の事業能力を有するとは必ずしも断定できず、それは顧客基盤等の状況次第であることも考慮する必要がある。

※3　この点、競争研中間論点整理では、「例えば、各供給区域を主たる事業拠点として低圧事業を行う小売事業者については、低圧シェアが５%程度を上回っているなど」の場合を有力要件として示しているところ。

※4　※2の事情はあるもの、多様な業種の競争者それぞれについて適切な分母を設定する作業を行うことには実務的に困難が伴うことも踏まえ、分母は供給区域とするシェアで判断することを原則とする。ただし、シェア５%未満の上位競争者については、その顧客基盤や営業範囲の広がり、保有する電源の量及び競争力、エリア内での事業拡大の方針によっては、前記の５%以上の競争者と同等に有力な競争力を持つことは必ずしも否定されず、特に妥当と認められる場合には、有力要件を満たすものとしてもよいのではないか。なお、電源確保の状況を判断するに当たっては、BGとして電力の調達を行う可能性を考慮する必要がある。

※5　顧客接点の多寡や電源調達面での優位性など、競争者の実態に応じて有する牽制力にも違いが生じる可能性も考えられるため、必ずしも５%に限らず判断することも考えられる。また、有力な競争者に該当すると判断するにあたっては、協調の有無について確認する必要があると考えられる。

論点１－A『「有力で独立した複数の競争者」の定義』に対する考え方②

＜複数要件について＞

- 電力は品質の差別が困難な、いわゆる「コモディティ」であることを踏まえると、一般論としては、事業者間で価格協調行動が生じるリスクが他の財と比べて、相対的に高いと考えられる。このため、原則として、エリア内旧一電と有力競争者1社からなる市場構造では、競争の減殺が発生するおそれが否定されない。したがって、有力競争者は2社以上存在することが必要であるとしてはどうか。
- なお、エリア旧一電と上位競争者との間での競争の状況において、協調行動が疑われる状況においては、3社以上が必要となることも考えられるのではないか。

〇独立要件について

- エリアの旧一電の値上げ等について牽制力を有するか否かという観点からは、次の事業者はシェアに関わらず、有効な牽制力を有しないと考えることが適当ではないか。

ア）　エリアの旧一電のグループ会社（当該旧一電及びその親会社、並びにそれらの子会社及び出資比率20%以上の関連会社）

イ）　その他小売事業の提携その他の事情から、有効な牽制力を有さないと考えられる事業者

論点１－Ｂ 『「旧一般電気事業者の地位」の評価方法』に対する考え方

- エリアにおいて旧一般電気事業者のブランド力、信用力等※が競争者よりも強いため、競争者がより魅力的なプランを提供しても、競争圧力が適切に機能しない可能性が論理的には否定されない。ただし、P24のとおり、現実の競争の状況を考察すると、エリア旧一電のブランド力等の存在によって、新電力が選好されない、競争が進展していないといった具体的な状況は現時点では見受けられない。

  ※　一般に、ある事業者の市場における地位を示す指標としてはシェアが使われることも多い。この点、一般的に、競争法の執行等において、特定の財を生産する当事者について、そのシェアを考察する背景としては、①競争者の供給余力が不足するため、当事者に値上げの余地があるか、②当事者のブランド力に対する選好等があり、差別化された市場となっているため、当事者に値上げの余地があるか、を確認する趣旨であると考えられる。この点、我が国において、指定等基準を検討する局面においては、「余剰電源の全量市場投入」が自主的取り組みとして実施されていることをも踏まえれば、旧一電のシェアそれ自体については、それが大きいことをもって直ちに競争圧力を損なうとは限らず、前記自主的取り組みの実施状況などを踏まえ、必要な範囲において考慮すれば足りるものと考えられる。

- このため、エリア毎詳細審査の段階において、例えば、新電力のメニューが旧一電よりも相当程度低廉であるなど、消費者にとって明らかに有利であるにもかかわらず、当該新電力へのスイッチングが進んでいないといった事象の有無を当該地域で広く低圧事業を行っている新電力事業者等へのヒアリング等により確認し、必要な対応を検討することとしてはどうか。

- なお、諸外国においては、旧一般電気事業者のシェアを規制撤廃時の判断事項としている例がある（例えば、アイルランドやテキサス。詳細は次頁参照）。

諸外国における料金規制解除時の考慮要素
③十分な競争圧力の存在　（２／２）

◎　規制の解除基準として考慮
○　解除基準としては明言されていないが、競争状況の評価指標としてモニタリング実施
×　評価せず もしくは 言及なし

第３回経過措置専門会合
(平成30年11月19日)資料４より抜粋

未定稿

対象国・地域		ノルウェー	アイルランド	テキサス
十分な競争圧力の存在	市場構造（競争者のシェアなど）	（○） ・市場シェア -小売市場における上位5事業者の市場シェア(家庭部門・法人部門)	◎ ・有力で独立した競争者が複数存在すること 「最低2社以上の独立的小売供給事業者が、少なくとも10%以上の消費量ベースのシェアをそれぞれ持つこと」を閾値として設定。 ・既存事業者のシェア 「定義された期間において、既存事業者の市場シェアが、業務用需要家市場においては50%以下、家庭用需要家市場の場合は60%以下となること」を閾値として設定。 ・シェアやブランド等によって非常に有力であるため競争圧力が機能しない可能性の有無 「ESB社(※)が、規制料金撤廃に先行する形で、CERに対し、ESB社の小売事業部門のブランド変更に係るコミットメントを示すこと」を基準として設定。	◎ ・新規REPsによる市場シェアの獲得状況 「当該供給区域内において、新規REPsが40%超の市場シェアを獲得」を閾値として設定。 その他、下記の指標のモニターも実施 ・顧客にとって利用可能な選択肢数 - REPsの数及び多様性 - 競争的オファーの数及び多様性、家庭用需要家に対するREPs数 (TDUによるサービスエリア別)
	市場行動（新規参入の状況など）	（○） ・市場価格 -北欧 4カ国における家庭部門小売料金推移 - 電気料金の内訳(卸料金、小売料金、送配電料金、税金等)	◎ ・新規参入者の参入状況 「関連市場において、少なくともアクティブな小売供給事業者が3社存在すること」を閾値として設定	○ ・電力価格 - 基準価格の時系列推移(企業別) - 基準価格と競争的オファー価格(平均及び最安価格)の時系列推移 - 基準価格と競争的オファー価格(最安価格)の比較(TDUによるサービスエリア単位) - 州内と州外の電力価格の時系列推移
備考		・競争状況レビューは規制料金撤廃後の1997年より開始	※ESB社：Electricity Supply Board社。元々国有電力会社であったが、1999年電力規制法(Electricity Regulation Act, 1999)に基づき民営化が実施された。	
出典		「Annual Report 2010」（NVE, 2011）	「Review of the Regulatory Framework for the Retail Electricity Market -Roadmap to Deregulation-」（CER, 2010）	「Scope of Competition in Electric Markets in Texas 2007, Report to the 80th Texas Legislature」（PUCT, 2007）

論点２：（必須要件）十分な供給余力について（検討の背景）

- 有力競争者がエリアに複数存在し、かつ、余剰電源全量投入取組が解除時点まで機能している状況であるとしても、将来的に、当該有力競争者が利用可能な電源が十分にない場合には、エリア内旧一般電気事業者は、値上げ等を行ったとしても全ての顧客はスイッチングできないと見込むため、競争圧力が十分に機能しない可能性がある。

- したがって、当該有力競争者が利用可能な電源が規制解除後も十分にあることが、競争圧力が機能するための必要条件となる。具体的には、例えば、解除時以降において、当該有力競争者が追加的に調達可能な電源がどの程度存在するかを検討する必要がある。なお、2020年度※１に創設される容量市場によって、発電能力保有者は、2024年度※１以降、全国ベースでの必要量を調達するための入札結果に応じて、一定の対価を受け取る可能性があることとなっていることも考慮する必要がある。

※１：開設時期・受渡時期の１年度前倒しについて資源エネルギー庁・広域機関において検討されているところ。

- 一般的に、事業者が追加的に多量の電力調達を行う場合、自社電源を建設する以外の方法としては、①卸電力取引所において先渡取引又はスポット取引等を行う、②エリア外の電源から卸供給を受け、卸電力取引所（間接オークション）を経由して受電する、③卸電力取引所外でエリア内電源から相対による卸供給を受けるの3つの方法が考えられる。エリア内旧一般電気事業者の値上げに短期的に（数ヶ月以内）対応して、有力競争者が大量の追加調達を行う場合は、②、③は困難な場合もあるが、その場合は、①が主たる方法となるものと考えられる※２。なお、先渡取引の流動性は、現状では、非常に低い※３ことも考慮する必要がある。

※２：①～③以外に旧一般電気事業者から常時BUの供給を受けることも可能であるが、現行制度では新規需要の10%が利用枠になるため、（エリアによっては未利用枠は一定程度存在しているものの）新規獲得需要への供給を行う上では限界があることに留意。
※３：なお、先渡市場については、流動性向上に向けた運用方法の見直しを進めている状況である。

- 以上を踏まえ、有力競争者が解除後においても、スポット市場等の取引所における調達又は相対取引による調達を円滑に行い得る環境か確認する必要がある。

２－１　市場構造

供給力の状況①（直近の実績）

- 供給計画により至近の各エリア毎の供給予備率※１を確認すると、過去４年においては、一部のエリアでは減少傾向は見られるものの、全てのエリアで安定供給上必要な予備率は確保されていた※２。

※１　供給予備率とは電力需要のピークに対し、供給力にどの程度の余裕があるかを示す指標であり、供給力そのものではない。

※２：供給計画ではH3需要に対して、各エリアごとに予備率が８％以上であることを基準として評価を行っている。

- なお、供給予備率が減少する場合には、需給逼迫のおそれが生じるため、夏期、冬期などの高需要期には、スポット市場の価格が高騰する可能性が高まると考えられる点に留意する必要がある。

過去4年の供給予備率の推移

	2014	2015	2016	2017
北海道	13.0 %	16.8 %	34.5 %	33.1 %
東北	17.5 %	10.3 %	18.3 %	22.6 %
東京	16.5 %	16.2 %	13.8 %	13.6 %
中部	13.7 %	9.8 %	12.7 %	11.5 %
北陸	13.3 %	8.5 %	14.4 %	15.3 %
関西	16.0 %	13.7 %	18.4 %	20.6 %
中国	13.4 %	14.4 %	17.0 %	27.2 %
四国	16.1 %	18.9 %	19.7 %	21.5 %
九州	14.6 %	16.3 %	17.7 %	22.8 %
沖縄	56.2 %	48.7 %	46.9 %	33.5 %

（出所）各年度の供給計画より事務局作成。
（備考）各年度の供給計画に記載された各エリアごとの前年実績（８月）をもとに、供給予備力（供給力－最大３日平均電力）を最大３日平均電力で除したもの。

２－１　市場構造
供給力の状況②（今後の見通し）

- 最新の広域機関の供給計画取りまとめにより、今後10年間の各エリア毎の供給予備率を確認すると、連系線を活用等すれば、安定供給に必要な予備率8%は確保される見通し。なお、広域機関により、今後もみなし小売電気事業者からの需要離脱に伴い、同事業者が保有している発電能力の休廃止が進んでいくのではないかとの指摘がなされていることに留意が必要。

2018～2027年度(8月17時)予備率(連系線活用後)

	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
北海道	21.8%	10.9%	28.3%	28.1%	28.8%	29.0%	28.9%	29.2%	28.9%	39.8%
東北	8.4%	8.5%	11.3%	8.4%	8.7%	11.7%	12.8%	13.0%	13.0%	12.9%
東京	8.4%	8.5%	11.3%	8.4%	8.7%	11.7%	12.8%	13.0%	13.0%	12.9%
中部	12.6%	10.0%	11.8%	8.4%	9.7%	11.7%	12.4%	11.6%	11.8%	11.8%
北陸	12.6%	10.0%	11.8%	8.4%	9.7%	11.7%	12.4%	11.6%	11.8%	11.8%
関西	12.6%	10.0%	11.8%	8.4%	9.7%	11.7%	12.4%	11.6%	11.8%	11.8%
中国	12.6%	10.0%	11.8%	8.4%	9.7%	11.7%	12.4%	11.6%	11.8%	11.8%
四国	12.6%	10.0%	11.8%	8.4%	9.7%	11.7%	12.4%	11.6%	11.8%	11.8%
九州	12.6%	10.0%	11.8%	9.6%	10.9%	11.7%	12.4%	11.6%	11.8%	11.8%
9社合計	11.1%	9.4%	12.1%	9.0%	9.9%	12.2%	13.0%	12.7%	12.8%	13.0%
沖縄	38.6%	36.8%	44.6%	43.7%	42.8%	34.1%	41.1%	40.1%	38.9%	30.5%
１０社合計	11.4%	9.6%	12.4%	9.4%	10.2%	12.4%	13.3%	12.9%	13.1%	13.2%

（出典）電力広域的運営推進機関「平成３０年度供給計画の取りまとめの更新について」

（備考）予備率とは、予備力（供給力－最大３日平均電力）を最大３日平均電力で除したものをいう。

（参考）供給計画上の「供給力」の定義

- エリア内の供給力は、小売電気事業者の供給力、一般送配電事業者の供給力（調整力＋離島供給力）、発電事業者の発電余力を合計したものとされている。

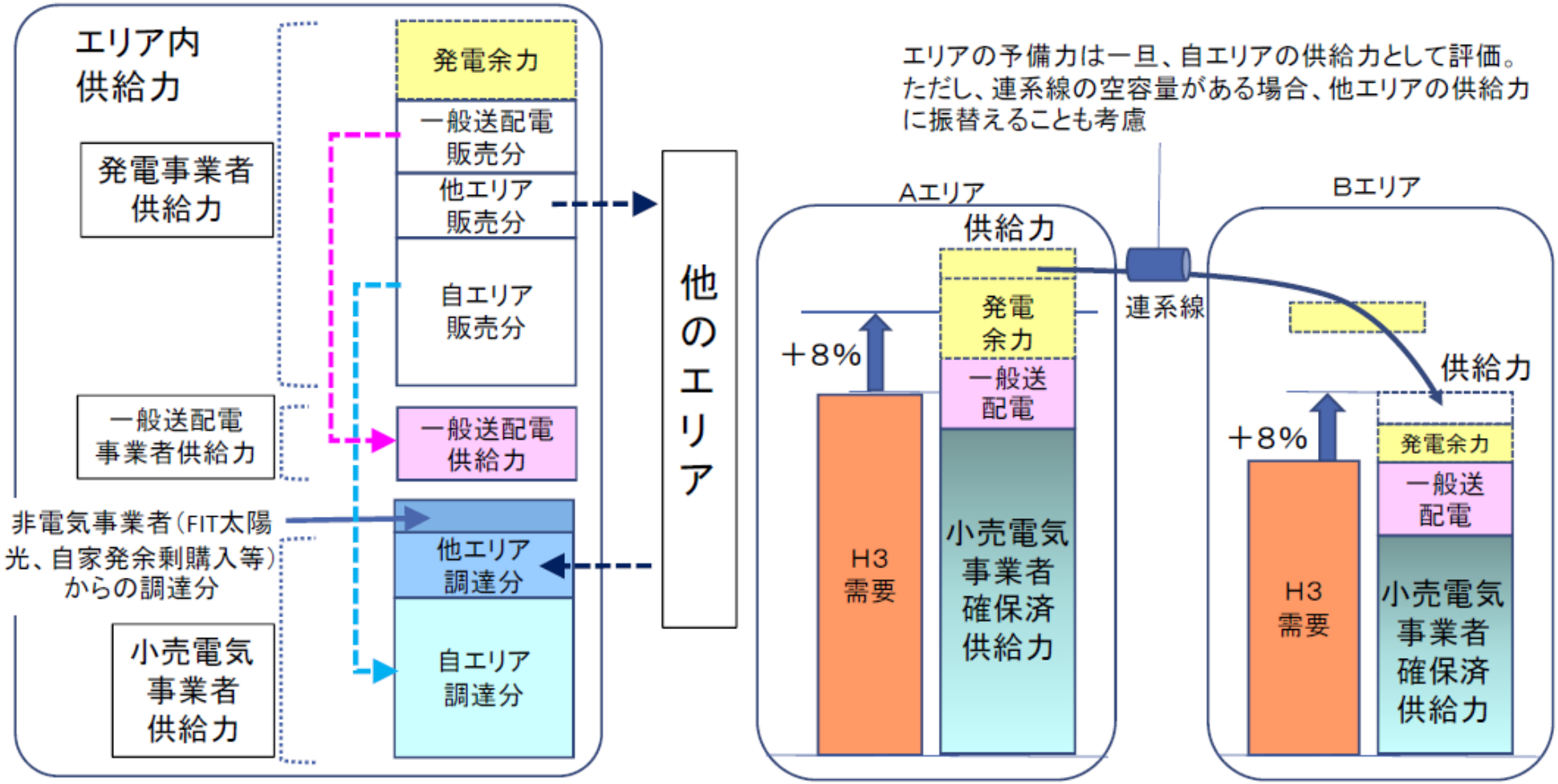

（出典）電力広域的運営推進機関「平成30年度供給計画の取りまとめ」

論点２：（必須要件）十分な供給余力について（考え方）

- 解除後の「十分な供給余力」については、各エリア毎に、

①休廃止する発電所、新設される発電所の状況や連系線も考慮の上、解除時以降も、年間最大需要を相当程度上回る供給力※が確保される見込みであることを確認し、かつ、

※具体的な水準については資源エネルギー庁・広域機関と協議の上、引き続き検討する。

②当該エリアにおいて、解除後も、当面、余剰電源の全て※が経済合理的に卸電力市場に継続的に投入されることを求めることとし、その量や価格等の確認を行うこととしてはどうか。

※旧一般電気事業者（小売・発電部門）が確保している供給力（計画停止、計画外停止分を除く）から自社想定需要、小売予備力及び入札制約を除いたもの。

- 具体的には、①については、広域機関において確保されることが必要とされた量の供給力が、容量市場の開設前後にかかわらず、各エリアにおいて確保される見込みとなっているか否かを広域機関の供給計画や容量市場入札の結果を基礎として、確認することとしてはどうか。
- 上記①の判断に当たって、容量市場が開設され実際に受渡しが開始された以降については、特段の事情がない限り、通常は、必要な供給力は確保されると考えてもよいのではないか。
- また、②については、スポット市場における価格スパイクの可能性を前提とすると、エリア旧一電に対して、解除時点以降の需要離脱分については、スポット市場における全量供出に加えて、先渡市場や相対卸等の長期市場においても経済合理的に利用可能であることが見込まれるか否かを確認することとしてはどうか。

その他（隣接市場からの競争圧力）

- 消費者の一般的な電気の用途を踏まえると、暖房や給湯、厨房用途において都市ガス、LPガス、灯油等の他のエネルギーが代替財となっている可能性が理論的には存在する。他方、オール電化住宅等においてガス機器を使用する場合にはガス配管や家屋の工事等を要することが多い（スイッチングコストが存在）ことや、暖房・給湯・厨房用途における電気の消費量が足元で継続して増加しており、都市ガス等が選択される割合は全体としては減少傾向にあること、我が国においては電気料金と都市ガス、LPガス料金は同様の値動きが見られることが多いこと等を考慮すると、電気については、隣接市場からの競争圧力は基本的には限定的ではないか。このため、詳細審査時において、隣接市場からの競争圧力は特段の事業がない限り考慮する必要は乏しいのではないか。

家庭部門の暖房・給湯・厨房用途におけるエネルギー源(2016年度)

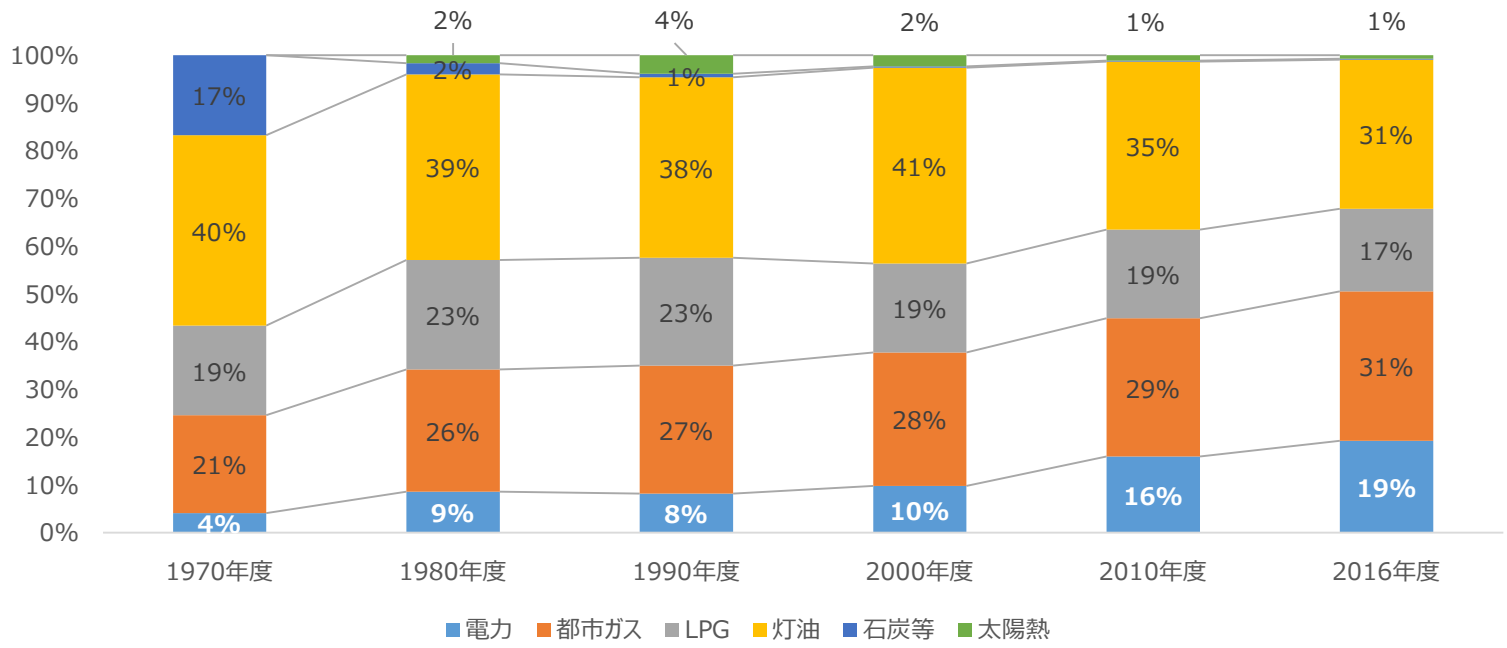

(出所)日本エネルギー経済研究所　エネルギー・経済統計要覧を基に事務局作成

（まとめ） ２－１　低圧部門の市場構造

- 以上を踏まえ、低圧部門の市場構造を考察するに当たっては、論点1A、1B、2について、25－27及び33頁の考え方に沿って、競争研中間論点整理をさらに具体化することとしてはどうか。

２．十分な競争圧力の存在

－２　市場行動

２－２　低圧部門の市場行動（検討の背景）

- エリアにおいて、競争者が大きなシェアを持っており、供給余力も十分に確保されているといった状況（市場構造）であっても、論理的には、参入障壁の存在や既存事業者間の価格協調行動によって、実際には、活発な競争が行われない可能性が存在する。
- このような状況になっていないことを確認するためには、新規参入の状況、特に、有力な競争者となる可能性が高いと考えられるエリア外旧一電との競争の状況を確認するとともに、エリア旧一電や主要な競争者について、燃料費等の他律的な理由がないにも関わらず、メニューや価格の設定について、協調行動が見られないか否かを確認する必要があるのではないか。その他考慮すべき事項はあるか。

２－２　低圧部門の市場行動
新規参入、退出の状況①（概要）

- 競争圧力が十分に機能するためには、現に参入している競争者のみならず、継続して、新規参入が生じる環境となっていること（有形、無形の参入障壁が少ないこと）が必要であり、現実にも、新規参入や退出の状況を踏まえて、新規参入者が継続的に事業活動を行う環境が存在することを確認する必要がある。
- エリア別の新電力の新規参入状況を確認すると、エリアによって参入数のばらつきはみられるものの、多くの地域では、継続的に参入が行われていることが確認できる。なお、期間中の退出者は全国で１９事業者である。

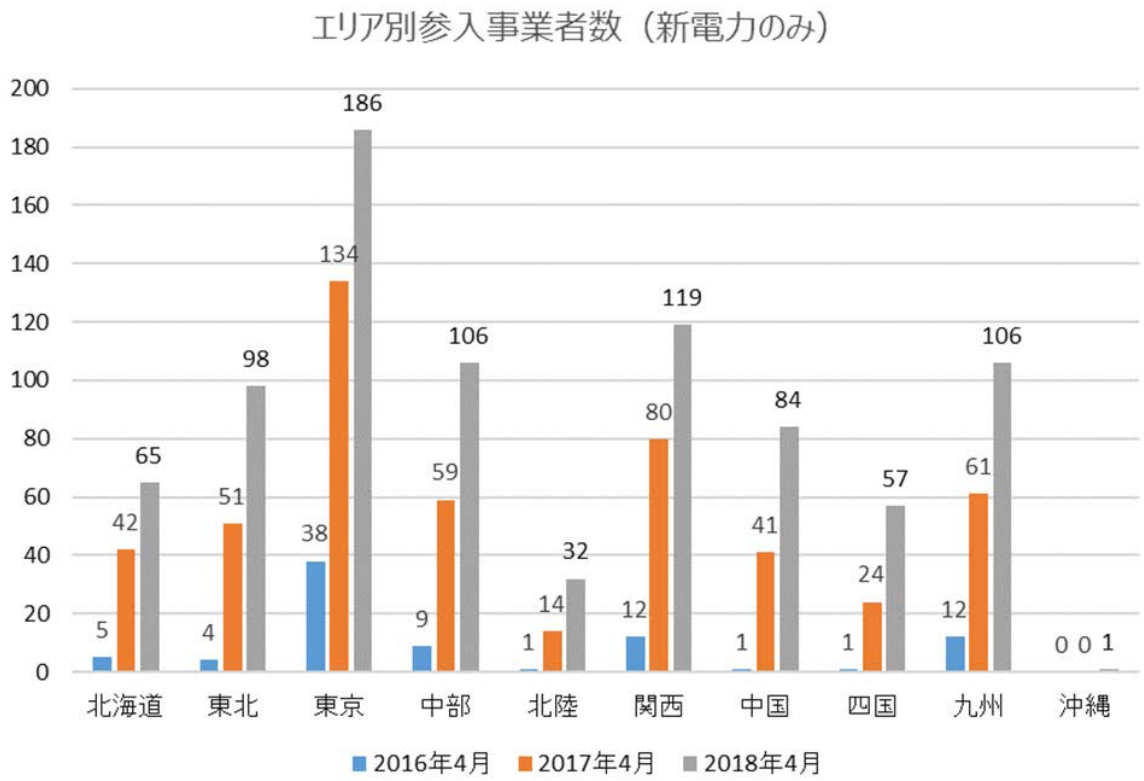

（出典）電力取引報より事務局作成。供給実績ベース。

２－２　低圧部門の市場行動
新規参入、退出の状況②（旧一般電気事業者のエリア外進出状況）

- 低圧部門における旧一般電気事業者間の競争についてみると、シェアは0.0%～0.6%と大きくはないものの、過去一年で他エリアへの参入について一定の進展がみられる。

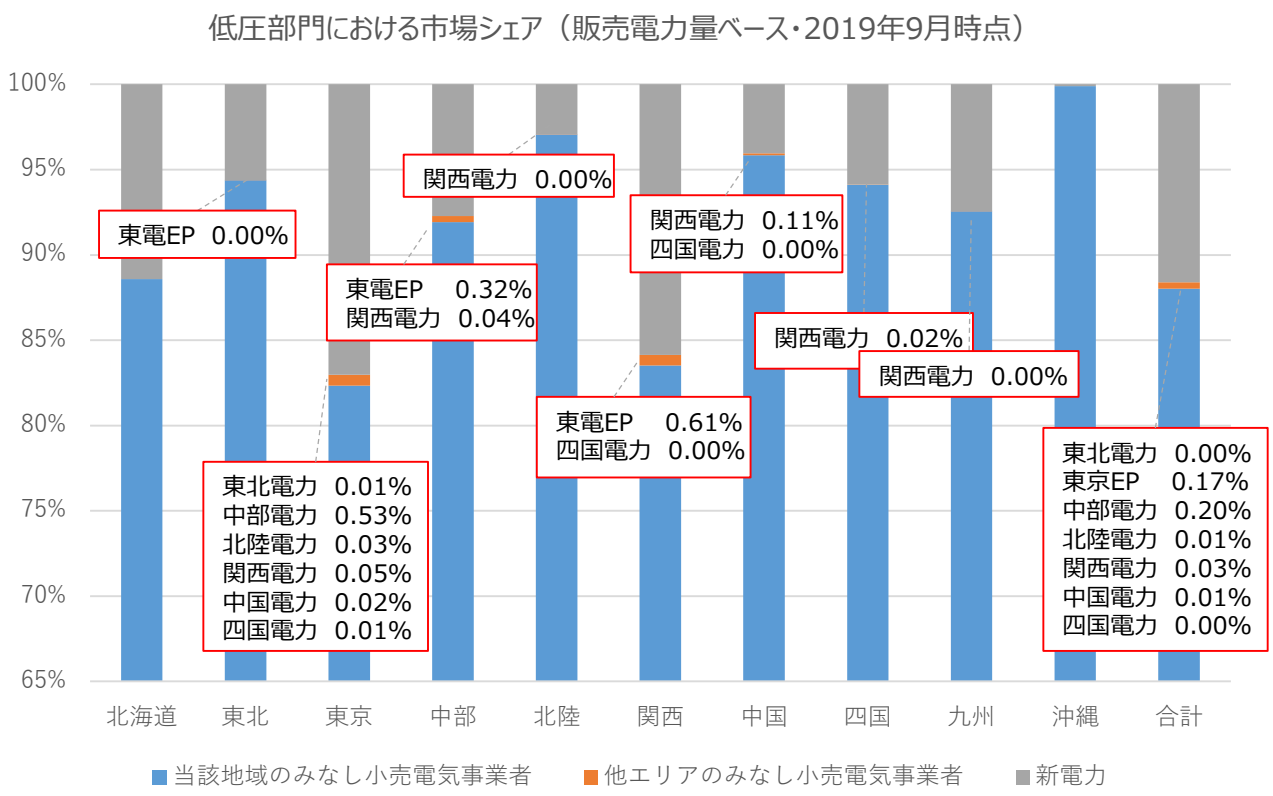

エリア外進出のタイミング

供給区域	参入者	参入月
東北	東電EP	2016年12月
東京	東北電力	2016年6月
	中部電力	2016年5月
	北陸電力	2016年5月
	関西電力	2016年7月
	中国電力	2016年5月
	四国電力	2016年5月
中部	東電EP	2016年5月
	関西電力	2018年5月
北陸	関西電力	2018年5月
関西	東電EP	2016年4月
	四国電力	2016年6月
中国	関西電力	2018年4月
	四国電力	2017年4月
四国	関西電力	2018年4月
九州	関西電力	2018年5月

（出典）電力取引報
（備考）ただし新電力の中には、みなし小売電気事業者の資本が入っている事業者も含む。

２－２　低圧部門の市場行動

競争者との価格協調の動向

- 競争者が多ければ多いほど、一般的には、協調的価格行動によって小売価格が高止まりするおそれは低減すると考えられる一方で、競争者が過度に少なければ、価格協調の懸念が高くなるものと考えられるため、主要な競争者間の価格協調行動の有無について確認する必要があると考えられる。
- 現状、東京・関西エリア（低圧）でそれぞれ５％以上のシェアをもつ新電力と、旧一般電気事業者の標準的な料金メニューを比較すると、新電力の料金メニューは経過措置料金メニューと類似した料金体系とはなっているものの、単価には若干の差異もみられる。この背景には、新電力が「わかりやすい」料金メニューを消費者等に提示しようとするニーズもあるものと考えられる。
- 電源構成が異なる事業者間で基本料金や従量料金の具体的水準に（旧一電規制料金比ｘ％引きといった）相当程度の差異がなく、継続的に類似しているケースについては、競争圧力が適切に機能していない可能性があるため、その背景や是非を踏まえ、複数要件を厳格化することを検討する必要がある。

東京電力PG管内			
東電EP		東京ガス	
料金プラン名	料金設定の概要	料金プラン名	料金設定の概要
従量電灯B	基本料金: 10A:280.80円、15A:421.20円 20A:561.60円、30A:842.40円 40A:1,123.20円 50A:1,404.00円 60A:1,684.80円 電力量料金: ・～120kWh:19.52円/kWh ・121kWh～300kWh:26.00円 ・301kWh～:30.02円	ずっとも電気１Ｓ (東京電力従量電灯Bに相当)	基本料金: 10A:280.80円、15A:421.20円 20A:561.60円、30A:842.40円 40A:1,123.20円 50A:1,404.00円 60A:1,684.80円 電力量料金: ・～120kWh:19.49円/kWh ・121kWh～300kWh:24.89円 ・301kWh～:26.99円 ※「ガス・電気セット割(定率A)」利用の場合は毎月の基本料金および電力量料金の合計の0.5%を割引。
従量電灯C	基本料金:280.80円/kVA 電力量料金: ・～120kWh:19.52円/kWh ・121kWh～300kWh:26.00円 ・301kWh～:30.02円	ずっとも電気２ (東京電力従量電灯Cに相当)	基本料金:280.80円/kVA 電力量料金： ・～360kWh:23.21円/kWh ・361kWh～:25.99円/kWh ※「ガス・電気セット割(定額A)」利用の場合は1契約あたり月額270円を割引。

関西電力管内			
関西電力		大阪瓦斯	
料金プラン名	料金設定の概要	料金プラン名	料金設定の概要
従量電灯A	最低料金: ・１契約につき最初の15kWhまで:334.82円 電力量料金 ・16kWh～120kWh:19.95円/kWh ・121kWh～300kWh:25.33円/kWh ・301kWh～:28.76円/kWh	ベースプランA (関西電力従量電灯Aに相当)	最低料金: ・１契約につき最初の15kWhまで:279.82円 電力量料金 ・16kwh～120kWh:19.95円/kWh ・121kWh～350kWh:24.84円/kWh ・351kWh～:27.61円/kWh
		ベースプランA-G (関西電力従量電灯Aに相当、ガスとセットの場合)	最低料金: ・１契約につき最初の15kWhまで:279.82円 電力量料金 ・16kwh～120kWh:19.95円/kWh ・121kWh～350kWh:24.45円/kWh ・351kWh～:27.33円/kWh
従量電灯B	基本料金:388.80円/kVA 電力量料金 ・～120kWh:17.59円/kWh ・121kWh～300kWh:20.82円/kWh ・301kWh～:23.77円/kWh	ベースプランB (関西電力従量電灯Bに相当)	基本料金:379.64円/kVA 電力量料金 ・～120kWh:17.57円/kWh ・121kWh～350kWh:20.82円/kWh ・351kWh～:23.60円/kWh
		ベースプランB-G (関西電力従量電灯Bに相当、ガスとセットの場合)	基本料金:373.24円/kVA 電力量料金 ・～120kWh:16.88円/kWh ・121kWh～350kWh:20.60円/kWh ・351kWh～:22.82円/kWh

（備考）各社ＨＰより作成。電気料金メニューの一部抜粋。

（まとめ）２－２　低圧部門の市場行動

- 低圧部門の市場行動を総括すると、新規参入の状況については、エリアによってばらつきはあるものの、継続的に新規参入が行われ、エリア外旧一般電気事業者の参入の動きも確認されることから、現時点では、目立った参入障壁の存在は確認されなかった。詳細審査においても、新規参入の動向を定量的に把握するとともに、当該供給区域の参入障壁として特段、考慮すべき事項がないかを確認することとしてはどうか。
- また、競争者との価格協調の動向について、一部エリアの主要な競争者間の料金体系を比較したところ、類似した体系の料金メニューとなっていること、他方、単価設定については差異がみられることが確認された。詳細審査においては、各エリアにおいて、旧一電とその他の有力な競争者において、現にメニューの類似が見られるか、燃料費など他律的な事情以外の要因で同調的な価格設定が見られるか否かについて、より詳細に確認し、必要に応じて、複数要件を厳格化することなどを検討していくことでよいか。
- 以上を踏まえ、「低圧部門の市場行動」要件については、基本的に、競争研中間論点整理を維持することとし、新規参入の状況や価格協調の有無、動向等を適切に考慮するとともに、必要に応じて、複数要件を厳格化することなどを検討することを明確にしてはどうか。

３．競争の持続的確保

－１　競争基盤の構築状況

３－１　競争基盤の構築状況（検討の背景）

- 競争圧力が実際にかつ持続的に機能し、旧一般電気事業者が安易に値上げ等を行うことに対する牽制が働くためには、消費者がその判断で円滑にスイッチングを行うことができるなど競争基盤が存在することが必要となる。
- 具体的には、例えば、スイッチングの際、又はスイッチング後に必要な情報を円滑に取得できるために必要となるスマートメーターの設置状況やスイッチングに要する手続コストが最低限のものとなっており、消費者が円滑にスイッチングを行うことが可能となっているか否かが重要となるのではないか。このほか、考慮すべき要素は存在するか。
- 次頁以下にスマートメータの設置状況やスイッチング手続の現況を示す。

スイッチングの容易性①

- スイッチングの容易性を評価するにあたっては、スイッチング手続きの煩雑さや実際のスイッチングまでに要する期間などを考慮する必要があると考えられる。
- スイッチング手続きについては、ワンストップの手続き（新規事業者にのみ申し込めばよい）であるなど、スイッチングが容易となるような仕組みが整備されており、次頁の通り、手続き面での満足度は一定程度確保されている。
- 実際のスイッチングまでに要する期間については、現行の標準処理期間は以下の通りとなっており、スマメが十分に普及していない現時点においては、検針日ベースの切替えが主流となるため、スイッチングまでに一定の時間を要する場合が多いと考えられる。また、標準処理期間の遵守状況についても別途詳細審査において確認する必要があるのではないか。

電気のスイッチングの利用者によるワンストップ手続き（イメージ）

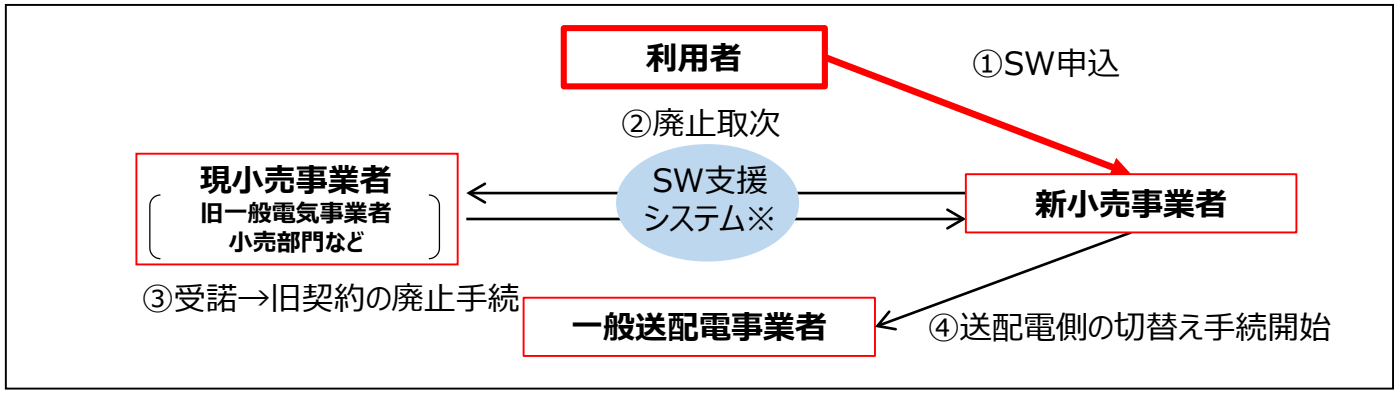

※特高及び高圧（一部）では、SW支援システムの対象外で、利用者が自ら、廃止手続を行う必要がある。

低圧のスイッチングの標準処理期間

スマメ取替工事要否	標準処理期間	スイッチング可能期間
取替工事が必要	マッチング日※＋８営業日＋２暦日	原則、標準処理期間満了日以降の検針日
取替工事が不要	マッチング日※＋１営業日＋２暦日	標準処理期間満了日以降の日

※新小売事業者のスイッチング開始申込と現事業者からのスイッチング廃止申込を一般送配電事業者が突合せをする処理をマッチングといい、マッチングが出来た日をマッチング日という。上記フロー図の④のフェーズを指す。

スイッチングの容易性②

● 実際に電気の購入先を変更した人からは「変更手続きは簡単だった」という声や、「変更手続きは30分未満で完了した」という声が数多く聞かれる。

Q.あなたは、電気の購入先変更時の手続きは簡単だと思いましたか。（n=700, 単一回答）

	とても簡単だった	簡単だった	どちらとも言えない	やや難しかった	難しかった
電気の購入先変更者	42.7%	39.4%	15.2%	2.6%	0.1%

80%以上が「簡単」と回答

Q.あなたは、電気の購入先変更時の手続きに、どのくらいの時間がかかりましたか。（n=700, 単一回答）

	10分未満	10分以上30分未満	30分以上1時間未満	1時間以上2時間未満	2時間以上3時間未満	3時間以上4時間未満	4時間以上5時間未満	5時間以上	分からない
電気の購入先変更者	21.5%	38.1%	15.5%	6.8%	1.3%	0.3%	0.5%	0.3%	15.7%

約60%が30分未満で手続き完了

（出所）経済産業省　電力・ガス取引監視等委員会　平成28年度産業経済研究委託事業（電力小売自由化における消費者の選択行動アンケート調査事業）

スマートメーターの普及状況

- 需要家は、自らの使用量情報をきめ細かく把握することで、より自らに適した小売事業者・料金メニューの選択が可能になると考えられる。加えて、新電力へのスイッチングの際にスマートメータの設置が必要となる現行の運用等を踏まえると、円滑なスイッチングを実現する上では、スマートメータの普及が重要な要素となると考えられる。
- 現時点では、低圧部門における各エリア毎のスマートメータの普及状況は以下の通りであり、エリアごとに普及状況にはばらつきがみられる。

各電力会社の低圧部門のスマートメーターの普及状況（2018年3月末時点）

電力会社	設置予定台数[万台]	2018年3月末時点での設置台数注1[万台]及び設置率注2	導入完了予定時期(年度末)
北海道電力	372	125.6 / 33.8%	2023
東北電力	678	245.0 / 36.1%	2023
東京電力	2,898	1602.3 / 55.3%	2020
中部電力	974	438.0 / 45.0%	2022
北陸電力	185	62.0 / 33.5%	2023
関西電力	1,313	932.0 / 71.0%	2022
中国電力	492	159.8 / 32.5%	2023
四国電力	265	77.8 / 29.4 %	2023
九州電力	865	351.6 / 40.6%	2023
沖縄電力	86	22.0 / 25.5%	2024

出典:
電事連作成
スマートメーター設置状況
(2017年度末実績反映版)

注1）試験導入にて設置したスマートメータを含む
注2)設置率(%) = (2018年3月末時点での設置台数[万台])×100/（設置予定台数[万台]）

（まとめ）３－１　競争基盤の構築状況

- 消費者がその判断で円滑にスイッチングを行うためには、スイッチングの容易性が担保されている必要がある。現況では、スマートメータの設置は順調に進捗しており、その他の手続面等における大きな課題は見受けられない。したがって、「競争基盤の構築状況」要件については、競争研中間論点整理のとおり、スマートメータの設置状況を確認するとともに、その他の手続面において、当該エリアにおいてスイッチング手続を煩雑化する特段の要因があるか、また、スイッチングの標準処理期間が遵守されていないといった状況がないか、を念のため、定性的に確認していくことでよいのではないか。
- また、競争基盤としてスマートメータの普及状況は重要な要素であると考えられるものの、満たすべき定量的な基準を一律に定めることは困難な側面もあるため、詳細審査時の総合判断においてその普及状況を考慮することでよいか。
- 他方、現行のスマートメータの設置を前提としたスイッチングの運用を踏まえると、旧一般電気事業者が不当な値上げを行った場合に、消費者等が円滑にスイッチングを行うためにスマートメータの普及状況が過度な障害となっているかについても追加的に確認する必要があるのではないか。（スマートメータ設置を前提としないスイッチングの運用により対応することが可能であれば、その旨の確認も含む。）